

裴東集成





此の書は博く装束の事を輯録しすべてを冠束帶劔笏扇等の五十餘類にわかち類中また數多の細目を設けて其の物に關する古今内外の書籍を引用したりたとへば冠集成の中に冠の濫觴よりこれに關する薄額半額等の事は勿論其の古今の沿革をも細々となく收めたる類なりされば装束の事に關して苟も古式を探らんとするものには頗る便宜の書なるべし古來裝束に關する著書尠からず裝束寶類抄服飾管見裝束温故抄裝束要領抄裝束拾要抄等の他なほ多しと雖も一書にしてかくの如く諸種の裝束を網羅したるは他に其の比類を見ざる所なり唯惜しむらくは原書草案のまゝ轉寫して世に傳へたるものと見えて魯魚の誤甚だ多し今は松岡明義本(今宮内省の御藏本たり)有住齊自筆本(映本なれど松井前大兵衛蔵せり)高等師範學校本等數本を比較したれどもなほ讀み下し難き處ありされば必ずあやまりなるべしと覺ゆるものは大抵原書に拠りてこれを正したれども其の出處の不明にして探るに由なく諸本亦同一にして純正と覺ゆる徵證なき處には側にモトノマ、と記して其のまゝにしたり

本書は著者詳らかならざれども壺井義知氏もしくは其の門人などの輯録にかゝるものならん

本書は一々原文を引用したるものなれば假字ちがひ及び送假字の不定等は一切原書のまゝにしたり但し句讀のみを施したるは讀者の便をはかりてなり

本書校訂に關しては井野邊嚴水山本信哉高橋萬治郎の三氏に負ふ所甚だ多しこゝに記して其の芳情を謝す

校 訂 者 識



裝束集成總目錄

- ✓ 第一卷 冠 束帶
- ✓ 第二卷 袍
- ✓ 第三卷 笏 扇 帖紙 袴(指貫)
- ✓ 第四卷 下襲 相 半臂 平緒 石帶 劔(刀) 魚袋
- ✓ 第五卷 衣 衣冠 直衣 小直衣 大帷 布袴 半尻 盃裝束
- ✓ 第六卷 襪 履 衛府具足近衛次將及召具 烏帽子
- ✓ 第七卷 布衣(狩衣)
- ✓ 第八卷 引倍木 色々裝束 單 鍔直垂
- ✓ 第九卷 直垂 素襖 水干 禮服 小忌 齋服 淨衣
- ✓ 第十卷 車 染色 帛布織物雜類
- ✓ 第十一卷 法服 凶服 年中行事(附色々裝束)
- ✓ 第十二卷 女官裝束

裝束集成一之卷

冠集成 目錄

- |       |            |       |                    |       |        |
|-------|------------|-------|--------------------|-------|--------|
| 冠     | 幘頭         | 三冠    | 三等                 | 波珍干岐  | 伐早     |
| 十二階冠  | 七色十三階冠     | 罷古冠   | 十九階                | 二十六階  | 漆紗冠    |
| 圭冠    | 四十八階       | 級論大舍  | 韓奈末                | 薩論韓奈麻 | 雲冠     |
| 冠蓋騰   | 授古冠        | 今世冠蓋騰 |                    |       |        |
| 天子御冠  |            |       |                    |       |        |
| 薄額    | 半額         | 重文冠   | 春宮もおなじきからきに御かうぶりの事 |       |        |
| 禮服    |            |       |                    |       |        |
| 冕     | 玉冠         | 禮服冠着様 | 燈心輪                | 御幘    | 空頂黒幘   |
| 日形天冠  | 天冠         | 巾子紙   | 御掛緒                | 御本烏   | 繩纒冠    |
| 親王禮服冠 | 四品以上每品各有別制 |       |                    |       |        |
| 臣下冠   |            |       |                    |       |        |
| 諸臣禮服冠 | 頭巾         | 皂羅頭巾  | 皂纒頭巾               | 羅頭巾   | 有文無文羅  |
| 厚額、薄額 | 透額         | 獬冠    | 武禮冠                | 纒     | 纒のためやう |
| 卷纒    | 柏夾         | 直衣柏夾  | 細纒                 | 倭     | 大臣老懸   |
| 貂蟬(貂) | 日蔭老懸       | 懸緒并組掛 | 紙挂懸緒拵様             | 冠懸緒寸法 | 日蔭臺    |



葵桂蔓	心葉	天子插頭華	臣下插頭華	髻華	舞人插頭華
試樂插頭華	插頭花古例	插頭綿	插頭紅葉	菊の插頭	折御前花かざす事
冠具品					
巾子	扱巾子	冠後穴事	高巾子	上緒	簪
冠留	冠下結様	元結	入元結	初替	襟髪
冠桶	髻覆				
束帶集成 目錄					
束帶	夏始着冬裝束	ひのさうぞく	束帶具	縫腋具	關腋具
天子御衣文	院中御束帶具	大臣束帶具	公卿束帶具	四位束帶具	五位束帶具
六位束帶具	藏人束帶	非藏人裝束	殿上人ト諸大夫束帶具替事		參議已上服
束帶着用次第	袍着様心得	色々名目	蟬洞	裝束着る人の事	裝束着後髮撫事
襦	居皺	衣紋雜色可覺倍條々			
袍集成 目錄					
袍濫觴	貂裘	服色	男女衣服用唐法	衣裳	朝服
朝服其志以上	制服	武官制服	公服	襦衫	椽衣
古代袍					
天子御袍					

黃檳染御袍	麴塵并青色御袍	賭弓	前後方青色着御例	朝觀行幸上皇御袍色事
太上天皇青色着御例	親王及侍臣以上着例	公卿侍臣及舞人青色着例	臣下青色着例	
麴塵極簡着例				
同帛御袍				
帛御服具	冬方	白綾御衣	無文のおんぎ	恩賜之御衣
太上天皇御袍				
太上天皇赤色御袍 (天皇皇太子着御衣親王臣下着例)				同紫御袍
皇太子御袍	同赤色			
親王御袍				
親王黃衣御袍	同襦黃衣	同赤色		
公方御袍	同御祝儀裝束			
臣下袍	深紫	淺紫	深緋	淺緋
淺綠	深標	淺標	位袍混雜	白橙
事	五節以前殿上人着夏表衣事	六位袍(ロフナフ)六位以下袍(數織)家人奴婢椽墨衣	着縫腋例	關腋
始着無張目之袍事着平絹袍例事	縫腋			
袍寸法次第 (はた袖の事。袖の口の事。はこひの事。襦の高さの事。大クビの事。むねのをり目の事。かたみの				



分。たやう同じく御たけとりの事	袍尺取様	袍名所	襦放紐	入襦
ハコヘノ高下	袍着様	袍紋	古代袍文菊織物	若松唐草
浮線綾	龍膽	雲立涌	丁子唐草	鬱唐草
雲鶴	公方御袍文	諸家異紋	凶服袍	輪無

裝束集成一之卷

冠集成

冠

三禮圖曰、緇布冠、始冠之冠也、太古冠布、然則冠之興、共始自太古乎、杜氏通典曰、上古衣毛帽皮、後代聖人見鳥獸冠角、乃作冠纓、黃帝始用布帛、或人曰、黃帝已前用皮羽也、六帖曰、孔子作緇布冠、誤矣、

幘頭

倭名抄裝束部冠類曰、冠(幘頭附)兼名苑注云、冠(音官)黃帝造也、辨色立成云、幘頭加宇布利、幘音僕、今按漢語抄說同、唐令等亦用之、上儀禮錄曰、古以皂羅三尺裹頭號頭巾、三代皆冠、列品、黔首以皂絹裹髮、亦為戎之服、後周武帝依周三尺、裁為幘頭、此得名之始也、至唐烏周交解為之、用一尺八寸、左右三攝法三才、重繫前脚法二儀、唐會要曰、故事全幅皂向後幘髮、俗謂之幘頭、周武帝建德中裁為四脚、貞觀中太宗謂侍臣曰、幘頭起於周武、蓋取便於軍容、其巾子則自武德中始用、按穆宗朝帝好繫鞞、而宣喚不以時、諸司供奉人急應召、始為硬裏裝於木圈之上、以待倉卒、五代末梁高祖始布漆於紗、施鐵為脚、作今樣也、筆談曰、唐唯人主用硬脚、晚唐方鎮擅命使僭用之、宋朝有直脚等五等、唯直脚貴賤通服也、續事始云、隋大業十年、千弘請著中二以桐木為之、武帝中初置平巾小帽、又云、武后內宴賜百寮絲葛巾子、

三冠

或秘記曰、懿德天皇御宇、三冠一服制玉、一冕二冕三陽也、是天子冠號、第一冕色黃緒白、第二冕色赤緒碧、第三陽



色黑緒青、第一冠、天冠、第二冠、地冠、第三冠、人冠也、常服着御也、第一冠之名謂冕、天冠也、麻絲以織、豆汁以張、染南山土以染云、第二冠之名謂冕、地冠也、麻絲以織、染北山木汁染、穀粘以張也、第三冠之名、謂陽、人冠也、麻絲以織、染油煙以松木脂以染張也、

三等

三冠一服ニテ、第九代開化天皇ノ時迄餘ナカリシカドモ、開化天皇八年、始テ天照太神宮ヲ祭ラシメ給フニ、大唐ノ風ヲ少シ相傳ヘテ、廟ノ事ヲ准ヘ給フ故、十二人之役人ヲ以テ饗シ、饗ヲ進ムルニ冠服ナクテハカナハザレバ、天皇ノ冠服ニ替ヘテ、冠服ヲ作ル、其冠三等也、第一冠上等トス、其色黒ク緒色青シ、緒ノ色ヲ替ヘテ等ヲ分ツ、第二ノ冠中等トス、其色黒ク緒ノ色白シ、第三ノ冠下等トス、其色黒ク緒ヲ碧ニス、何レモ人冠ヲ本トス、第一上等之冠之名謂典、麻絲ヲ以テ織リ、染ルニ土ヲ以テシ、穀ヲ粘テ以テ張ル、第三下等之冠之名謂正、麻絲ヲ以テ薄キ板ニカクル、染ムルニ土ヲ以テス、澁ヲ以テ敷ス、祭役十二人ヲ三科ニ分ケ、四人宛此一冠ヲ着ス、十二人同一ノ服也シヲ、何レモ冠ノ緒色ニ隨テ科分也、當云三冠三等日本紀無所見、

波珍干岐

日本紀曰、神功皇后元年冬十月乙亥朔日、新羅王波沙寐錦即以微叱已知波珍干岐爲質、仍齎金銀彩色及綾羅織絹、釋日本紀秘訓第九曰、波知珍干岐(冠名)

伐早

同紀曰、帝五年春二月癸卯朔巳酉、新羅王遣汗禮斯伐、毛麻利叱智、富羅母智等朝貢、仍有返先質微叱許智伐早之情、釋日本紀秘訓第九曰、伐早(冠名)

十二階冠

日本紀曰、推古天皇十一年戊辰朔壬申、始行冠位、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并十二階、並以當色繩縫之、頂撮惣如囊、而著緣焉、唯元日、著髻華、同十二年春正月戊戌、始賜冠位於諸臣、各有差、同十九年夏五月五日、定諸臣服色、皆隨冠色著髻華、則大德小德并用金、大仁小仁用豹尾、大禮以下用鳥尾、釋日本紀秘訓曰、是時、皇子諸王諸臣、悉以金髻華著頭、

七色十三階冠

日本紀曰、孝德天皇大化三年、制七色十三階之冠、一曰、織冠有大小二階、以織爲之、以繡裁緣、服色並用深紫、二曰、繡冠有大小二階、以繡爲之、其冠之緣服色並同織冠、三曰、紫冠有大小二階、以紫爲之、以織裁冠之緣、服色並用淺紫、四曰、錦冠有大小二階、其大錦冠、以大伯仙錦爲之、以織、裁冠之緣、其小錦冠以小伯仙錦爲之、以大伯仙錦、裁冠之緣、服色並用直緋、五曰、青冠、以青絹爲之、有大小二階、其大青冠以大伯仙錦、裁冠之緣、其小青冠、以小伯仙錦、裁冠之緣、服色並用紺、六曰、黑冠、有大小二階、其大黑冠、以車形錦裁冠之緣、其小黑冠、以菱形錦裁冠之緣、服色並用綠、七曰、建武(初位又名立身)以黑絹爲之、以紺裁冠之緣、別有髻冠、以黑絹爲之、其冠之背、張漆羅以緣與細異、其高下形似蟬、小錦冠以上之細、雜金銀爲之、大小青冠之細、以銀爲之、大小黑冠之細、以銅爲之、建武之冠無細也、此冠者、大會饗客、四月七月齋時所著焉、

罷古冠

同帝、四年夏四月辛亥朔、罷古冠、左右大臣猶著古冠、

十九階



同帝、五年二月、制冠十九階、一曰大織、二曰小織、三曰大織、四曰小織、五曰大紫、六曰小紫、七曰大華上、八曰大華下、九曰小華上、十曰小華下、十一曰大山上、十二曰大山下、十三曰小山上、十四曰小山下、十五曰大乙上、十六曰大乙下、十七曰小乙上、十八曰小乙下、十九曰立身、

二十六階

日本紀曰、天智天皇、三年春二月己卯朔丁亥(中略)其冠者二十六階、大織、小織、大織、小織、大紫、小紫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小上下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建、是為二十六階焉、改前華曰錦、從錦至乙加十階、又加換初位一階、為大建小建二階、此為異、餘並依前、

漆紗冠

日本紀曰、天武天皇、十一年夏四月乙酉、詔曰、自今以後、男女悉結髮、十二月三十日以前結訖之、六月丁卯男女結髮、仍着漆紗冠、

圭冠

日本紀天武天皇之紀曰、十二年夏閏四月壬午朔丙戌、詔曰、唯男子有圭冠而着括緒褱、釋日本紀述義上、第廿九曰圭冠注云(私記曰、師說今之烏帽子也)

四十八階

日本紀曰、天武天皇、十四年春正月丁卯、更改爵位之號、仍增加階級、明位二階、淨位四階、每階有大廣并十二階、以前諸王已上之位、正位四階、直位四階、勳位四階、務位四階、追位四階、進位四階、每階有大廣、并四十八階以前諸臣

之位、

級位大舍

日本紀曰、持統天皇元年九月壬戌朔甲申、新羅遣王子金霜林、級位金薩奉、及級位金仁述、大舍蘇陽信等、釋日本紀述義曰、級位、私記云、冠之名也、大舍(私記曰冠之名也)

韓奈末

日本紀曰、持統天皇四年二月戊申、朔壬申、以歸化新羅韓奈末許滿等十二人、居于武藏國、釋日本紀述義第三十曰、韓奈末、私記曰冠名也、

薩食韓奈麻

日本紀曰、持統天皇九年三月戊申朔己酉、新羅遣王子金良琳、補命薩食朴強國等、及韓奈麻金周漢金忠仙等、釋日本紀述義第三十四、薩食(私記曰冠名也)韓奈麻(私記曰冠名也)、

雲冠

倭名抄、裝束部冠帽類曰、雲冠、唐令云云、景雲備八人五色雲冠(俗云、萬比乃加之良)

冠濫觴

裝束温故抄云、神代より其名ありて、舊事紀などにも見え侍るにや、人皇になりても、代々の制かはり侍るよし、其品さたかならず、推古天皇の御宇に、冠位といふものを、諸臣に給ひて、其冠の色をもて、位をわかれたる、是を濫觴とは申侍らん、其後大化三年に、七色の冠十三階、同じ五年に、十九階を定め、天智天皇の御宇に、廿六階、天武天皇の御宇に、四十八階を定め、ことごとく古き冠を止めて、漆塗を用ひたる、文武天皇の御宇より、今の冠の



制はじまるにや、枕草紙云、わびしげに見ゆる物と入る段に、雨の降る日、ちいさき馬に乗りて、前駆したる人の、かぶりもひしげ、うへのきぬは、かさねもひとつになりける、いかにわびしからん、壹安云、いかに雨降りたるも、今の世のかうぶりならば、ひしげまじ、いにしへと、今のこなるを、しらしめんとこゝにあげたり、三光院内府記曰、上古以冠分官位、大織冠小織冠、錦冠上錦冠下、如此、其面々相分候、其後被定置官位、以來、冠之貴賤尊卑差無之候、

授古冠

西三條裝束抄云、(人皇三十四代)推古天皇御宇冠位定十二階、(三十七代)孝德天皇、古キ冠ヲ止ラル、左右大臣ハ猶古キヲ用フ(四十代)文武天皇、悉古ヲ止テ漆塗ノ冠ヲ用フ、今ノ烏帽子也(四十二代)持統天皇、又本ノ冠位ヲ授ラル、當時ノ冠是也、裝束圖式云、持統御世、又元ノ冠位ヲ授給フ、上古ノ冠其制知ル人ナシ、當代裝束抄云、持統天皇、又本ノ冠位ヲ授ケラル、當時ノ冠是ナリ、或按云、日本紀持統天皇紀、本の冠位にふくせられし事みへす可考、日本紀云、持統天皇四年夏四月丁未朔庚申、詔曰百官人及畿内人、有位者限六年、無位者限七年、以其上日選定九等、四等以上者依考課令、以其善最功能、氏姓大小量授冠位、其朝服者、淨大壹已下、廣貳已上黒紫、淨大參已下廣肆已上赤紫、(下略)この文を誤りて、沿革の事となしたるなるべし、

今世冠蓋纏

續日本紀曰、文武天皇大寶元年、停賜冠位、易以位記、皆漆冠、

天子御冠

薄額

禁秘御抄、御裝束事條下、毎月爲納殿沙汰、御冠師獻之、藏人盛柳宮持參、臨時又被召、依仰奉之、角ノ上程有穴、以羅引塞也、薄額也、然而暑天更不叶只半額也、半額トハ、厚額ニハアラズ、又透額ニモ非ル也、御冠、白地ニモ不御跡方(在江記)江次第十一、内侍所御神樂事、故院被仰云、帝王冠巾子左右有穴、是内侍所御同殿之時、主上夜不能放冠給、御眠之時、御冠屢落、仍以挿頭花、自巾子穴通御髻也、

半額

西三條裝束抄曰、薄額、暑天には半額をめす、角の上程に穴あり、羅にて引き塞ぐ也、是世の始より、(十代)崇神天皇の比にても、神鏡と同じく殿にまします故に、朝夕御冠を離されず、緒通して結ばれしと也、又御神事の時は、御幘連、白き絹を以て、巾子を結ばせ給ふなり、裝束温故抄云、天子の御冠うす額、暑さ比めし給ふ、崇神天皇迄は、神代の靈器と床を同らし給ふゆゑに、朝夕御冠をはなされず、角のうへ程に穴をあけて、緒を通して召給ふとかや、當代裝束抄曰、又拾要抄曰、天子御冠薄額ヲ召ス、暑天ニハ半額也、半額トハ厚額ニ非ズ、又透額ニモアラザル也、角ノ上程ニ穴有リ、羅ヲ以テ引塞グ也、是世ノ初、崇神天皇ノ比迄、天照太神御靈八咫鏡、及草薙劔ヲ御殿ニ安置セラレ、床同坐シ給フ故、主上朝夕御本鳥(以紫糸結之)離シ給ハザル御コトニテ、御冠ニ穴ヲ明ケテ、糸ヲ通シテ結ビ玉ヒシ也、

重文冠

高倉家傳抄云、天子ハ重文也、一筋の糸にてすくひ縫なり、御幼年より御老年まで、常に召給ふ、臣下はむざと拜頭の事不叶、家による也、高倉家は元服の時拜領事有り、近衛九條一條鷹司、銘々違ふなり、たてびし横びしもある也、



春宮もおなじ、さざらぎに御かうぶりの事、

源氏梅枝卷云、秘云今上也、十三才也、河海抄云、冷泉院春宮時、應和三年二月廿八日御元服、續日本紀云、延曆七年甲子、皇太子傳藤原朝臣繼繩、中納言從三位紀朝臣船守、兩人手加其冠了、即執笏而拜、花鳥余情云、春宮は朱雀院の皇子、今年十三才なり、御元服は廿餘日のはと、下にいへり、これ又冷泉院の二月の例也、

禮服

冕

倭名抄、裝束部冠帽類曰、冕、續漢書輿服志云、冕(音免、和名玉乃冠)冠之前後垂旒者也、續日本紀曰、天平四年春正月乙巳、御大極殿受朝、天皇始服冕服、西宮記臨時之五曰、人々裝束朝拜條下ニ、天皇服袞冕十二旒、同記曰、冕冠條下云、天皇即位朝拜朝庭儀用之、女帝着寶冠、童帝着日形冠、在內藏寮及東大寺等、西三條裝束抄云、冕十二旒條下云、或記曰、天子ノ御冠巾子櫛、凡人ノ如シ、但三山ニアラズ、前後ニ櫛形羅ヲ以テ是ヲ立ル、金筋アリテ燈ヲ抑ス、金ヲ以テ彫ルナリ、公卿巾子ノ上方へ物一枚ヲ置ク、其牀打敷ノ如シ、羅ヲ以テ是ヲ作ル、金ノ筋アリ、方物ノ四面ノ端玉ヲ立ツル莖アリ、其前後ニ玉瓊珞ヲ垂ル、各十二旒、其頂ノ中央日形ヲ立ル、莖アリ、傍ニ向ク、水精二枚ヲ以テ合セ作ル、其中ニ三足ノ赤キ鳥ヲ立ル、日形順光ヲ形ル、二條裝束抄同文、當代裝束抄曰、冕旒、(以玉裝束、有日形ヲ圖見、玉、天子十二、諸侯以下減其數) 鄭立ガ尺長サ一尺七寸廣八分ト有、前後ノ方者以珠玉傍付、但諸臣禮服之時、諸侯玉冠、天子十二章御服冕冠用、

玉冠

西宮記、臨時之日人々裝束朝拜條下曰、玉脚服禮服玉冠、當代裝束抄曰、玉冠七寶を以て傍る、纒なく巾子弁斗

纒に唐獅子の置紋有り、緒とはしの銃あり、緒二筋也、天子玉冠纒結有り、公卿紫なり、古記云、禮服冠謂禮也、玉冠是也、

禮服冠着様

雅抄云、冠緒有り、つけどころは、耳のまへなれども、耳の上より、耳のうしろへこして、おどがいの下にゆひて、さがりを、くびかみにおしれたり、又うるはしく、くびかみの外にみする人あり、

燈心輪

或記云、古代は御用なれども、當時は不見、禮服金冠故、頭いたむ故、燈心を輪にして置くなり、

御幘

西宮記云、御冠注云、神今食時、天皇供神間結幘、同記、大嘗會部卯日條下云、天皇服帛御衣、着木綿幘、件幘就給大嘗會之間御裝束也、禁秘御抄御裝束條下云、奉幣發遣時、帛御裝束也、御冠御帶無文也、或有文冠被通用(下畧) 江次第十五、大嘗會卯日御裝束條下云、近例脱帛御衣之袍下襲等、令着祭服給、至表袴以下者不改給、又御幘令廻御巾子給、不必更廻御額、童帝無供幘之儀、

裝束拾要抄曰、又神事御幘(空頂黑幘各別ナリ)トテ、白キ絹ヲ以無文ノ御冠巾子ヲ結バセ玉フ(右ニ卷マカセ玉フ)當代裝束抄曰、また御神事の時は、御幘として、白き絹を以て巾子を右巻にまかせ給ふ也、裝束温故抄云、又御神事之時は、御幘として、白き絹を以て、巾子をゆはせ給ふなり、二條裝束抄、有職抄、西三條裝束抄同文、

空頂黑幘

西宮記曰、其形如末額、中高有花形、(冠上新取裁之)天皇及太子元服之時着之、御帳中之後改替例、



日形天冠

西宮記、童帝御服條下云、日形天冠、龍緒大袖別有玉佩、

天冠

倭名抄、裝束部、冠帽類、天冠内典云、環釧釵瑤天冠臂印(涅槃經文也、天冠俗訛云天和)

巾子紙

禁秘御抄、御裝束條下云、巾子帛以檀紙用之、當代裝束抄曰、天子御冠、常に巾子を、金紙を以て收包着御之由也、金巾子とも云ふ、是は天子の御冠計也、雜史云、上皇御冠、檀紙金紙ヲ三四寸ウラキニ切り、巾子ニ挟ミ玉ノ尤紙ヲ巾子ノ通程ニ切テ挟ム也、

御掛緒

紙捻

御本鳥

禁秘御抄御裝束條下云、御本鳥紫絲也、本鳥ヲトリテ、サキヲ二結分也、是非臣下作法、帝位御作法也、略之時又只有非憚、可然之時必可結分、尋常モ結分也、當代裝束抄曰、御本結には、小紫逆、結びく、りたる緒なり、

繩纒冠

當代裝束抄曰、天子諒闇の時用ひ給ふ、日影の糸無之穴も無之、漆にあらす、黒く墨にて染たる布を着する也、細繩にして、二筋の内一筋は黒布にて巻之、無文御冠是也、

親王禮服冠

二條裝束抄、親王之禮服條下云、冠漆地ニ金ノ傍、水精三顆、琥珀三顆、青玉五顆、各冠頂交へ居、白玉八顆ヲ以テ、楯形上立ツ、紺ノ玉小顆ヲ以テ前後ニ立テ、盤ノ上ヲ押ス、其徴ハ青龍額ノ上ニ立ル、其躰尾ハ上頭下、右ノ方ニ出シ、左ヲカヘリミル、西三條裝束抄同文、

四品以上每品各有別制

延喜式部式云、其禮冠者、親王四品已上並漆地金裝、以水精三顆、琥珀二顆、青玉五顆、交居冠頂、以白玉八顆、立楯形上、以紺玉廿顆、立前後押盤上、其徴者立額上一品青龍尾上頭下、右出左願、二品朱雀右出左願、三品白虎尾上末卷頭下右向、四品玄武爲蛇所纏、並右出左願(立玉者有莖并坐居玉者有坐無莖) 延喜式部式云、諸王一位漆地金裝、以赤玉五顆、綠玉六顆交居冠頂、以黒玉八顆立楯形上、以綠玉廿顆立前後押盤上、二位以白玉一顆綠玉五顆交居冠頂、以赤玉八顆立楯形上、自餘並准一位、三位以黃玉八顆立楯形上、自餘准二位、四位漆地絹形楯形押盤上、玉座皆金裝、自餘銀裝、以赤玉五顆綠玉六顆交居冠頂、以白玉十顆立前押盤上、以青玉十顆立後押盤上、不立楯形上、正五位漆地銀裝、以黒玉十顆立前押盤上、以青玉七顆立後押盤上、自餘准四位、其徴者鳳、三位以上正位正立仰頭、從位正立低頭、正四位上階、左出右向、下階右出左向、從四位上階、左出左願、下階右出右願、五位准四位、

臣下冠

諸臣禮服冠

延喜式部式云、諸臣一位、以紺玉八顆立楯形上、自餘並准王一位(玉色交居王臣各異)二位、以綠玉五顆、白玉三顆、赤黒玉三顆、交居冠頂、赤玉八顆立楯形上、自餘准一位、三位、以黃玉八顆立楯形上、自餘准二位、四位、以赤玉六顆、綠玉五顆、交居冠頂、自餘准玉四位、五位綠玉九顆、白玉三顆、赤黒玉三顆、交居冠頂、自餘准玉五位、其徴者麟、



正從出向皆准諸王、西三條裝束抄云、諸臣禮服、一位、深地金傍、琥珀五顆、綠玉六顆、各冠頂交居、紺玉八顆以栴形上に立る、綠玉廿顆を以て前後立る、登上を押す、又其徵、重藤額の上に立、其躰正面に出向ふ、(二位三位冠、每位別制あり、禮服には、二位三位、淺黃、四五位以下朝服、下にみえたり)

頭巾

事物記原曰、古以皂羅裏頭號頭巾、蔡邕獨斷曰、古有幘無巾、王莽頭禿、乃始施巾始也、筆談曰、今庶人所戴頭巾、廣亦謂之四脚、一繫腦後一繫領下、取服勞不脫及繫於頂上、今人不復繫領下、兩帶遂爲虛設、後人有兩帶四帶之異、蓋日本朝始、

皂羅頭巾

衣服令朝服條下云、一品以下五位以上、皂羅頭巾、初位並皂羅頭巾(謂綴無文繪也)

皂綴頭巾

衣服令制服、條下云、无位皆皂綴頭巾、延喜彈正式云、凡除禮服并參議已上半臂、五位已上幘頭之外、不得著羅、

羅頭巾

西宮記冠條下曰、今以俗冠、稱羅頭巾、

有文無文羅

賦役令義解云凡、諸國貢獻物者、(中略)羅織綾袖綾、(羅者綺之屬、織有雅文者殺者袖縹也、袖者大絲縹也、綾者有文之縹也)倭名抄云、羅魯何反、此間云良、一云蟬翼、延喜織部式曰、雜織冠羅一疋(長四丈廣二尺六寸)料絲之織手一人、共造一人、長功日一尺一寸(無文二尺)中功日九寸(無文一尺七寸)短功日七寸(無文一尺四寸)冠、文武天

皇大寶元年三月甲午朔制皆用漆冠、桃花葉葉曰、有文冠は、菱の文有り、羅を用ふる也、近來羅織なきと稱して、其文分明ならざれ共、有文の由也、冠の大小は、其人の頭によるべし、冠師をゆして頭を取らしむ、四位五位裝束抄曰、凡冠に有文無文の品あり、尋常は有文の冠を用ふるなり、夫有文の冠とは、小綾の文ある羅を用ふるなり、近代有文の羅織なき由にて、菱の文をどち付て(今の世た、櫻の末と、巾子の上に、文をどち付るなり)有文のよしなり、五位以上有文、六位以下無文也、然るを、今おしなべて有文の冠を用ひらる、裝束深秘抄、同文、西三條裝束抄曰、有文無文逆有り、尋常有文也、但近代織物の羅なきにや、糸を以て菱の紋を閉付けて、唯有文のよしばかりなり、當代裝束抄曰、同文、裝束温故抄云、凡冠に、有文無文逆侍る、有文をよの常用ひ侍る、近頃織物の羅ものなきにや、糸をもて菱の文を閉付けて、有文の印なり、五位以上の無文は、凶禮に用ひ給ふ事とぞ、或記に云、又近衛は横菱、一條は豎菱、

厚額薄額

桃花葉葉冠の條下云、近來十五歳までは薄額、十六歳以後は厚額を用ふ、舊記を考ふれば、若年淺官の人は、十六以後も、猶薄額を用ふべきよし見えたり、京極關白は、廿歳左大臣の時、厚額を用ひ給ふより(延久三年の事なり、此所に延久元年の事と有る也)後二條殿は、卅二内大臣の時、是を用ひ給ふ(寛治七年事也)寛治左府十八歳、是も内大臣の時、はじめて厚額を用ひ給へり、西三條裝束抄、排花葉葉同文故(上峯)三十二歳内大臣、宇治左府(頼長公)十八歳、同内大臣の時より用ふ、此等の先蹤、十二歳也、以後も任槐已前は、可有用捨事也、近代官の尊卑によりずして、十六歳より厚額を用ふ事になれり、

台記云、久壽二正七、右大將兼長不觸余用厚額冠、予問之、陳云、殿下(謂余)十八歳用之、仍所用也仰云、余は爲大



臣取用也、汝雖同歲、官卑甚不當也、自今以後可用薄額者也、裝束溫故抄曰、臣下の冠も少年薄額、中年の後厚額、或記、十五歳迄は、薄額、十六歳より、厚額のよしみえたり、然るに師實公、師通公、頼長公などは、任槐の檢用ひ給ふによれば、十六歳以後に、用捨有るべき事歟、

傍抄云、冠(四位已上有文、地下五位已下無文)年少之人用薄額、近代依有事煩、不依年齡用厚額僻事也、中年人、或用半額冠薄額、隨人面立之挿頭花之時、令放前細糸也、櫻閉之不然者、爲風各別被吹成也、

保延三正一、槐記(頼長)曰、(干時内大臣右大將)初著厚額冠(年十八歳)仁安三正八、殿記曰、大納言殿(久我)教命曰、四品之後可着厚額冠、入道殿(中院)仰也、猶着薄額冠人間有歟雖然不得意也、通方案、近年人々、僅爲十三歳、昇四品位帶高官、仍異于古也、隨年齡可斟酌事歟、薄額苦熱之比有其煩也、仍不論歳之老少、近代多用之歟、

透額

後照念院裝束抄、透額冠事條下云、六條殿十八迄令用給(于時攝政) 猶熊殿御記云、建仁元年四月八日、初著額宛冠、岡屋禪開廿年まで着給、後照念院殿十三迄着給(大納言大將) 槐記云、初着厚額冠十八、

裝束溫故抄云、抑透額は、朝光公よりはじまるとぞ、又は四位の後、厚額も用ふべし、猶うすびたひをさる人、まゝ有る歟、心得ぬ事なり、されども近頃は、十三歳の人も四品にのぼり、高官を帶し給ふによりて、古へには異なるにや、と道房卿の抄にもみえ侍る、冠の大小は定れる事なし、その人の頭によるべし、

秘事口訣云、人々の頭によりて、大小あるべし、又云、十六歳未滿の人は、薄額を用ふ、三條西裝束抄云、柳透額の冠は、忠義公息、開院大將(義通二男朝光)九條右府師輔公二男、初てし出し侍るよし見えたり、四位五位裝束抄云、冠透額ウラニ、額方へより三角の穴ある羅にて張之、四五分程也、若年之時着し、いにしへ厚

額薄額半額透額有り、近代名のみ残りて其品分明ならず、今世にのこりて用ふる所の透額の冠、十六歳の春迄是を用ひ、其後尋常の冠を用ひ給ふ也、いにしへ用ひらる所の故實、さまざま、子細多しといへども、近頃のていかくのごとし、多々良問答云、逍遙院實隆公曰、十六歳春迄ハ透額トテ、スキタルヲ用フ、其後ヨノツネノ冠ヲ着用、裝束深秘抄同文、

三光院内府記曰、堂上之人々、自元服至十六歳用透額之冠(冠ノ額ヲ半月形堀透テ、裏面へ羅ヲ懸通シタル物ニ候)其人者、及廿餘被用候、其以後者、着厚額常之冠事候、後京極攝政(廿才餘歟)滿之時被着厚額候、文公(月輪殿)以外ニ加責御被切破冠候由、見舊記候、當代裝束抄曰、透額(堂上及地下、十六歳迄用之)又曰、冠十五未滿透額也、厚額隨官年而用、物具裝束抄云、透額年少人着之、西宮記云、五位以上、六位藏人、及新冠者皆用綾冠、更衣時并暑月、着白下襲着無文冠(近五位已上雖更衣用綾)六位衛府、新叙五位者、放綏尙着本冠、被新位袍、切帶刀御讓即位日、放綏着衛府冠被綾服袍、大嘗會、小忌舞人衛府輩、着葉纓冠(額宛古人不着、今人皆着之)舊記云、以垂纓冠爲長纓冠、以衛府冠爲州冠、

解冠

或記云解ハ、理非ヲ正ス也、明法博士檢非違使ナドノ常着冠モ解冠ト云様ニ覺ユ、

武禮冠

西宮記臨時之五、人々裝束朝拜條下曰、外衛督佐着武禮冠、

纓

董巴輿服志曰、上古衣毛而帽皮、後代聖人易之見鳥獸冠角類胡、遂作冠冕纓綵、淮南子ニモ亦云、沿革曰、唐虞已



上、冠無綫謂綫、其始於堯舜乎、倭名抄冠帽具云、綫、唐韻云綫(於盈反俗云燕尾)冠綫、禮記云、玄纁紫綫自魯桓公始焉、續日本紀云、元正天皇靈龜元年冬十月壬戌(中略)幘頭後脚莫過三寸、養老七年八月甲午、冠綫長垂過越接領云々、(畧文)

延喜左馬寮式、長緒幘頭巾子云々、此ノ書法ヲ以テ考ル時ハ、巾子ハイニシヘヨリ、一幅ノ絹ノ外ノ物ナル歟、放巾子ノ證ニモナルヘシ、

西三條裝束抄曰、綫冠同シ羅ヲ以テ用フルナリ、江家次第曰、結燕尾、解綫燕尾、物具裝束抄冠條下云、垂綫常事也、裝束温故抄云、綫はかぶりの緒なり、うすものをを用ふ、古は前より廻して後にてむすぶ、その緒の餘りて、さがりたるをいへるにや、今二枚重たるをも、其故なるべし、さうろうの水すめらば、えいをあらふところのよみにもみぬたり、まさしく緒の事なればなり、猶是にも、有もん無文連有り、近頃は、糸にて、冠の巾子にあること、菱を織りて、有文のよしに用ひ給ふ也、今は陽明家の、三重菱織物綫を用ひ給ふ、或記云、綫ヲトツル針ヲ、火ニ入レナマシテサス申ラサセハ、掛緒ナクテモヨシ、四位五位裝束抄云、又綫の事、古今おなじからず、今世冠のうしろにさし用ひらる、但ためやう、家々の曲説あり、しかりといへども、臣下巾子より高からず、又官位によつて、綫のさがり、巾子子で其遠近習あり、其殊筆談にのべがたし、巾子をコジとよむなり、綫は燕尾なり、上代後へ緒をさげたりと云ことにて、臣下は巾子より下に垂れ、天子は巾子より上に有り、三光院内府記曰、垂綫之寸法、依貴賤長短有之事候、上自大臣下至六位外記史、於冠者着用之差異無之候、雖然殿上六位藏人四人者用細綫、次將裝束抄云、節會條下云、元日白馬(正月七日)踏歌(同十六日)豊明(十一月中辰日)垂綫、同記春日祭使條下云、參内并社頭裝束垂綫、同記警固(四月末日夕)例東帶(垂綫細綫把笏)參内、依上卿召參陣、承可警固由之

後、卷綫綫、同記賀茂祭使條下云、垂綫、同記(辰日)節會條下云、冠垂綫、日蔭(有心葉)裝束要領抄云、弓箭を帶せざる時は、けつてきの袍を着し、老かけをかけ候ども、垂綫にて候、況文官は猶垂綫にて、垂綫とは、卷候らばで用ひ申候事に候、

綫ためやう

秘事口訣云、冠綫ためやう、必竟巾子より上らぬやうにすべしとぞ、西宮記服者切上緒綫冠、裝束云、切上緒綫冠(右以龜絹卷之)

卷綫

裝束温故抄曰、卷綫細綫逆有り、けんえいは内さまへ巻き、木を割かけてはさむなり、ほそねいは、武官の六位以下の兼用也、納言の大将は、行幸などに弓箭を帶し、けんえい綫を用ひ給ふ、大臣の大将に至りては、弓箭を帶せず、隨身にもたしめ、綫を懸け綫を巻き給はず、北山殿は、左大臣の右大将にて、永徳の行幸に、ねいを巻き弓箭を帶せらる、これ等は別勅なれば例たるべからず、と兼良公しるさせ給ふ、およそ大臣の大将、弓箭を帶し申給ふ事は、雷鳴陳の外、先例なきよしなり、又柏夾といふも、綫を巻く事なれども、けんえいとは甚違ひ侍る、卷やう家々の故實あるよし、是は非常警固などの時とぞ、雜史、綫ヲマキ、カシハハサミトテ、ハサミモノ有り、是ニテハサム、ハサミヤウ傳受也、四位已下衛府ノ官、帶弓箭立仗ノ時、關腋ノ袍ヲ着ルトキ卷綫也、(卷綫柏夾各別也)本文恐意訓、關腋條下曰、冠老懸懸緒、被帶弓箭之時卷綫老懸、立仗給ふ時垂綫老掛也、懸緒は前に同じ、裝束拾要抄、衛府具足條下云、卷綫ハ、大将以下五位以上、弓箭ヲ帶スル輩是ヲ用フ、卷綫内ザマへ巻ク、裝束要領抄云、冠綫に、垂綫卷綫の二様あり、卷綫とは、武官の人、關腋の袍を着し、弓箭を帶する日、老懸をかけ綫をまきて



用ふるなり、是をけんえいごよみ申候、物具裝束抄冠條下云、卷櫻整固中公卿殿上人、爲衛府人用之、次將裝束抄曰、白馬節會日、若預加階之人、(源中納言師仲公用此說、尤爲證據歟、卷櫻同記舞人卷櫻) 二條裝束抄云、卷櫻大將以下五位以上、弓箭ヲ帶スル輩是ヲ用フ、但シ卷櫻ト云フハ、柏夾ト云者差別有り、有職抄云、卷櫻末ハ外ニ有リ輪穴ハ内ニ有リ、柏夾ノ木ニハサムナリ、衣文恩賞訓云、又衛府公卿、弓箭ヲ帶せらる、時卷櫻にして懸櫻(大臣大將不懸之)給ふなり、類聚記曰、諒闇服冠(無文卷櫻) 或記云、無文卷櫻は凶事用之、

拍袂

飾抄曰、削白木(其長如卷櫻木、但不塗墨、以白可爲證、非常整固時如此)或說、破櫓扇用之、云云、破懸ヲ櫻末ヲ取テ、巾子ニ引宛テ、巾子ノタケノ程ヲ夾ム、櫻ノ末ハ在外、ワナハ在内、卷櫻指所ニ指也、卷櫻ハ内サマヘ卷ク、是ハ外ヘ折、懸隔不似也、不知人多以卷櫻爲柏夾、或裝束師云、柏夾有秘說、木ヲ三ニ破懸ヲ櫻二枚ヲ夾テ卷、不延亂也、云々、兼日存知、如春日祭使、若公卿勳使、柏夾木塗云々、伴木、黑白共ニ其長不過一束之内、云々、雅抄云、冠のんびを、かしはばさみへ、ふたへに折りて、竹なををわりて、さしはさみて、冠にさしたり、わなのをばさみて、すそはうへのかたにみせて、けんぬいといふものさしたる中なり、卷櫻は、あんびの末まきつめたる、是はそめの事なり、二條裝束抄云、柏夾ノ時、櫻卷樣、末外ニアリ、輪穴ハ内ニ有リ、柏夾ノ木ニ差ナリ、定家卿抄物云、白木之由也、裝束拾要抄術府具足條下云、又柏夾ト云フハ各別事也、削白木端(其長如卷櫻木、但不黒塗、以白可爲證、非常整固時如此)或說、破櫓扇用之云、破懸ヲ櫻末ヲ取テ、巾子ニ引宛テ、長程ヲ夾之、櫻末ハ外ニアリ、輪穴内ニ有リ、卷櫻指所指之也、卷櫻を隔不似也、人不知之、多以卷櫻爲柏夾云々、物具裝束抄曰、柏夾非常之時、公卿殿上人、爲衛府官者用之、或記曰、柏夾も、薄黒つやなきやうにぬるなり、此説いかゞ可尋、

直衣柏夾

續世繼曰、後一條院の御代に、檢非違使別當經成之を著る、

細櫻

二條裝束抄曰、武官ノ輩、六位已下是ヲ用フ、六位藏人、是ヲ用フルモ武官ノ故也、有職抄、當代同當代、又云禁中今非藏人ト云、又此細櫻ナリ、朱書曰、今世所見、諸官人雖六位不用細櫻ト、隨身用之、又云、六位藏人不用細櫻、今世非藏人用之、是不引此比類歟、物具裝束抄云、細燕尾、六位侍藏人隨身用之、裝束拾要抄云、細櫻、武官ノ輩、六位已下是ヲ用フ、六位藏人は用フルモ武官ノ故也、

雜史、櫻ヲクジラノヒゲニナスル、ワニシテハサミオク隨身ナドノ冠也、コジノ際ニ穴有リ、櫻ヲ其穴ヘサシコム、卷櫻(黨云、細櫻卷櫻異也)ノヤウニマキ、アチヘサシコム、公方様隨身細櫻ニテ、カケ衣平絹ノ紺、下ハ袴也、サシヌキノ、キリタルヤウナルモノナリ、(大臣ナドノ、サキ走り召具ノ者ナリ)

倭

倭名抄冠帽具曰、倭、兼名苑云、倭(儒誰反與菴同)一名老繁、(注云)和名冠乃乎、一云保々須介、又云於以加計、或說云、老人鬚落、以此繁冠使不墜、故名老繁也、今不論老少、武官皆用之、儀禮三十一王制云、織玄枕丁威切、詩曰枕之乘前後者昭謂所以懸瓊當耳也、以思之、本朝老懸覆眼不見物者、衣服令皂倭義解云、謂冠絃也、說文云、統冠冕塞耳者、倭如追切音駐、冠之櫻結于領下、而其餘下垂、謂之倭、飾抄曰、古今厚薄異也、古事外薄也、今甚厚、但隨人可用事歟、檢非違使別當、用厚老懸爲吉、老懸緒紫或紺糸、後愚昧記曰、素服之時者無文卷櫻也、私曰、素服之卷櫻無垂倭也、裝束温故抄云、倭を懸け侍る、其緒は紫或紺糸



杯なり、おいかけの厚薄、古今同しからず、けびるしの別當は、厚さをよしとすとかや、  
 桃花葉葉云、至大臣大將、雖令持三胡鏡、不懸老懸、昔雷鳴陣之時、大將帶平胡鏡而不懸老懸云々、二條裝束抄  
 云、倭武官人卷纒ニ是ヲ用フ、但六位纒ニ用ル也、其品厚薄替リ有リ、古ハ薄、近代厚ヲ用フル也、緒紫或組糸也、  
 時ニヨツテ替ハルナリ、納言大將ハ行幸等ニ弓箭ヲ帶ス、仍纒ヲ卷テ老懸ヲ用フ、大臣大將ニ至レバ、弓箭ヲ帶セ  
 ス、隨身是ヲ持タシム、仍ナ老掛ヲ掛ケザルナリ、然ルニ鹿苑院禮后、永徳二年ノ行幸、左大臣ノ右大將トシテ、纒  
 ヲ卷キ老掛ヲシテ、弓箭ヲ帶セラル、但是ハ別勅ノ由見エタリ、後例タルベカラザル由、成恩寺關白記、(經嗣)  
 凡大臣ノ大將、弓箭ヲ帶スル事ハ、雷鳴陣ノ外、先例ナキ由見エ侍ル者也、

大臣老懸

桃花葉葉云、鹿苑院入道相國、永徳二年、(左大臣)右大將之服、行幸供奉、被稱別勅之由、懸倭帶胡鏡有供奉、別  
 段事也、更不可爲傍例云々、

貂蟬

貂古文訓、廣韻集韻並音唯說文、鼠屬大黃黑、後漢輿服志武冠侍中常侍、加黃金瑠附蟬爲文、(蟬情高之義)貂尾有  
 飾、註悍應邵曰貂內勁悍而狼痕上聲須良也、不聽悍從也、或老懸、又老懸、今按倭字和漢所用異、可勘也、今說、老懸  
 上品謂之小媛云云、愚勘其製、以馬尾製之歟、用直則自動、不直則不動、以尋常老懸可勘知耳、或曰、上品老懸以貂尾  
 製之、本紳綱目云、貂鼠大如獺、尾粗其毛深寸許、紫黑色矣、後漢書志曰、貂尾、侍中常侍、加黃金瑠附蟬爲之、貂  
 尾爲飾、胡庶說曰、趙武靈王、效胡服、以金瑠飾首、前插貂尾爲貴職云云、今以是當本朝老懸者非也、如何者、本朝老  
 懸者、異朝似用造之意、堅也強根也、外溫潤、徐廣曰、紫蔚(深密)潤而毛米不彰灼、北方寒涼、本以貂皮暖額、附施

於冠、遂爲首飾、本朝老懸(古實歟)

事物紀原一云、武弁夫冕侍中冠之、金瑠左貂、昔趙武靈王胡服也、秦始皇滅、趙以賜侍中、故爲侍中之服、當代裝  
 束抄曰、貂蟬名也といへるは、漢朝は、侍中冠貂之尾を付く、侍中帝王に近く召さるる者也、其仁に當る清する義  
 衣にして、是を付る、又金瑠を付る故に、貂蟬と云ふ也、巾子入鬚處也、冠の後に垂る巾也、官職浮説或問曰、小  
 ゆるぎ老懸の事、或問、上品の老懸はおのれとうこく物なり、故に是を小ゆるぎと云ふ、是は貂と云獸の尾にて  
 作るよし承はりき、此通りに候か、答曰、本紳綱目によるに、貂鼠大にして如獺而尾粗也、其毛深き寸許とあり、い  
 まだ尾の長き事をしらす、本朝の、老懸まで折通りて、片々凡五寸程有り、是をのふる時は、一尺もあらんかし、然  
 らは則小ゆるぎは、貂の尾によるもの推量附會の説と覺えたり、(義知)案するに、上品の老懸は、馬の尾の中、直  
 ぐなるをねらひひそへたる物なる様、常の倭の中に、自然とゆるぐも間々あり、是を取りて見るに、皆真直なるも  
 の也、賢惡をとるに異論なし、我更疑なく、是を小ゆるぎの證とせり、漢制侍中冠金瑠飾首前貂尾を挾むとあり、  
 是は直に、其尾をとり、又已にはさむと聞えたり、或卿相、元祿六年癸酉六月廿七日、八幡遷宮の御時、近衛次將  
 して、卷纒老懸にて勤め給ひて、其記録に曰く、燕尾を巻て、貂尾をさしはさむとするされたり、是則貂尾に附會  
 し給ふ本人ぞかし、如記は、後代の爲なれば、やすらかなることよけれ、むつかしき記録とを覺ゆ、抑本朝に老か  
 けを用ひらるる事、異朝の貂尾によらず、衣服令(武官禮服)曰、皂纒冠皂纒、義解謂冠統也と見えたり、所謂統瑠  
 の緒なり、此面に依て品を替へて、左右にあて、目をおほふ物なるが故に、左右の近衛衛門、兵衛尉用之、裝束抄  
 曰、檢非違使、厚き老懸を用ふるをよしとすどみえたり、檢非違使、犯人を見る時は、必是を叱する故なる歟、然ら  
 ば老懸、おほひかくるの名と聞ゆべし、順の倭名抄に、老人の説によるものは其謂なし、又倭の字を用ふるもの、



文字の心によれば、叶はぬ様なれば、久しく老懸とよませ来れり、加様の事、和漢のたがひ多かりし、

日蔭老懸

飾抄云、保安四、十一、十八、宗能卿記曰、(國司)入夜廻立殿行幸、着今朝裝束卷内、但卷櫻老懸(日蔭之間尤有其煩)、今度嘉禎元年大嘗會、通成朝臣、賜皇后宮御給、叙從四位上、仍立叙列、老懸懸日蔭之上、或六位懸日蔭下、不可然歟、

懸緒并組掛

當代裝束抄曰、束帶之時、自天子至苟官、皆用紙捻懸緒、衣冠之時は用組掛、但不聽不用之、又地下ハ而用紙捻、但懸緒、(紫組ハ、飛鳥井家より、免の鞠に付きたる物なり、飛鳥井家より免さる事、又白組懸緒は、吉田より免、是ハ神社ニ付タルモノ也公事時ハ、雖爲天子紙捻ヲ用フ) 衣文惣童訓云、掛緒ハ、巾子の後より櫻共にまはして、角の上を前へこし、左上右下に打違へて掛くる也、裝束温故抄冠條下曰、古は冠のすかたもかはり、笄なども、はなれて有りしものによ、今の冠になりてより、掛緒と云ふものも始りける、是も紙捻を用ひし事也、紫の組かけは承元の比、鞠の爲に出きたりしを、近比は尋常用ふる事になれり、承元より前にも、琵琶の緒など用ひたる例も侍る、淺黄の組をなぞ用ひし例も、古き記に見え侍へる歟、今も公事には、必ず紙捻を用ふ、衛府の冠も、その様替れる事なし、四位五位裝束抄曰、懸緒本儀紙捻なり、是をかけを云ふ、束帶の時は、公卿殿上人、おしなべて紙のひねりを用ひらる、又紫の組懸を用ひ給ふか、衣冠以下の時なり、其子細、委敷衣冠部に記せり、雜史曰、懸緒紙捻也、紫組懸ハ、侍從以上衣冠ノ時用之、飛鳥井家ヨリ聽之、攝家は内裏ヨリ直に許す、武家侍從モ習之、以下不隔攝家、元服同日同參院ヲ而捻テ紫組掛は、元來鳥帽子ヨリ始ル、雜史組懸條下云、巾子ノ通ニ穴組合テ有テ、本儀巾子ヲ其穴ヘ入レテ、左上右下ニ取ル也、圖曰 (結ヤウ如此、兩方ハシ揃ヒタルガヨシ)、衣文惣童訓衣冠條下云、組掛緒の差別、人によりて違ふべし、或は冠とハ用ひらる、事あり、直衣の時又同し、裝束要領抄云、かけを紙よりなり、束帶衣冠直衣狩衣、以下皆是を用ひらる、夫組懸は以紫系組之、承元二年四月に、後鳥羽院蹴鞠の御時、はじめてさため給はると云々、然る故にや、飛鳥井家の執奏として勅許あるなり、元來蹴鞠のため、鳥帽子の組懸などゆりたる人は、衣冠直衣の時、冠にも用ひたまふなり、されども束帶の時は、必皆紙よりを用ひらる、又地下は一向ゆるす限りにあらず、武家に於ても、侍從拜任の後に、受けて用ひらる、也、裝束深秘抄朱書云、組掛緒は拜領の由也、弱官人者、以飛鳥井執奏懸之、菊亭琵琶掛緒又規模歟、或記云、立鳥帽子ノ外、何モ懸緒有リ、冠モ其人ニ可寄、武家一向懸緒有、衣冠直垂狩衣時、武家ハ侍從以上組緒、四位以下紙捻也、

紙捻懸緒拵様

秘事口訣云、束帶の時の懸緒、長永を五分か六分程に切て、二長つぎなり、中へ麻糸をひねり込むべし、又云、毎度掛緒は二筋よりて、一筋は懷中せらるべき事故實とぞ、自他の用と、のふる爲なりとぞ、秘事口訣云、束帶之時紙より也、中に糸を入れてよりたるがよし、着用之時は、眞すびにして、兩の端を三分ほど宛残したるが、今すこしぬき度事にも便あり、又はどけもせぬ也、上下ともに本式紙より也、有<sup>(本ノマ)</sup>三着用すべきは、眞結にして云ふなり、なほ考ふべき事なり、同書云、武家方へ遺す掛緒、常の紙捻の上を、緒までくみ縫て遺はすと云々、堂上には一向なきことなり、

冠懸緒寸法

或記云、長八尺五寸、色紫、



日蔭臺

延喜式云、造酒司、踐祚大嘗會祭供神料(中畧)檜葉真木葉各五擔、弓弦葉寄生各十擔、真前葛日蔭山孫組各三擔、山橋子衰等賣草各二擔、(已上畿内日蔭五種ノ可考) 飾抄、禮服日蔭組タテ一丈二尺許云々、細圓組、(或分組) 平治秘記曰、日蔭蔓結冠巾子(結目左纏上、組用青糸又以糸造之、小枝少々在之云々、予用生蔓)

同結(白地、若少人或用紅梅、又白梅交、又用萌木云々、今度不見)以細糸付蔓也、冠上結、前方二筋、後方二筋垂也、或(一筋)今度(嘉禎)大嘗會、通成朝臣、用青糸日蔭實基卿曰、尤有其謂云々、西三條裝束抄、日蔭條下云、細圓組ナリ、或ハ分組モアリ、青キ糸或白キ糸ヲ用フ、長サ一丈二尺バカリト云々、所詮糸ヲアゲマキニシテ、左右八筋、或ハ十二筋、冠ノ左右ノ角モマトヒテ結フ事ナリ、蘿ト云フ草ヲ、神代ニカツラニシタル事、日本紀ニ見エタリ、土御門大納言抄ニ、平治秘記ニ云、日蔭蔓冠ノ巾子ニ結フ、結目纏上ニ有リ、同ク白地、壯年ハ紅梅ヲ用フ、又白梅交、又萌木ト云々、細キ糸ヲ以テ蔓ヲ付ル也、冠上ニ結フ、前方二筋、後方二筋垂ル也、二條裝束抄同文、高倉家傳云、日蔭蔓、大臣白、殿上人紅梅、地下萌木、裝束圖式云、神事冠モ、常ニ用ヒラル、冠ニ替ハル事ナシ、日蔭蔓心葉ナトヲ、冠ノ巾子ノ角ニ付ケマトフ、日蔭蔓トハ、下ヲ苔ト云フ蔓草ニテ、清キ山陰ニ生ズル草ナレバ、神事ノ飾ニ用フル也、今ハ白糸或ハ青糸ニテ、アゲマキニシテ、左右ニ八筋、或ハ十二筋、冠ノ角ニ垂ル、ナリ、

葵桂鬘

續草菴集に、めぐみある神と君とのもろかづら、諸心にぞ懸けて見にけり、もぬ出し春のふたばの其まゝに、夏もしげらぬ葵草かな、

心葉

飾抄云、心葉、平治秘記曰、心葉梅枝三寸許也、予金枝付梅花貝、今來以續飯爲藥、或銀枝付同貝、若蘇芳貝破、或川銀、或結花、紅梅白梅結本、頗前方ニ付、蔓、副巾子立之、左右各一枝也、(或挾上緒四枝立之、川伴希也) 三條西裝束抄、心葉條下曰、土御門大納言抄ニ曰、心葉梅花三寸許也、予金枝ニ梅花貝ヲ付ル、若ハ蘇芳貝破、或ハ銀或ハ結花紅梅白梅結本、頗前方に蔓ヲ付テ、巾子ニ添テ是ヲ立ル、左右各一枝也、或ハ上結ニ挿テ、四枝是ヲ立ルト見エタリ、二條裝束抄同文、高倉家傳云、金銅梅糸花ハ雜木ト云フ、

天子挿頭華

西三條裝束抄、天子頭挿條下云、長元ノ度、櫻ヲ用ヒラル由ミエタリ、保安四年十一月、法性寺攝政、記曰、頭挿、大臣藤、納言梅或櫻、參議欽冬ト云々、或記曰、親王梅、大臣藤、納言櫻、參議欽冬ト云々、二條裝束抄同文、

臣下挿頭華

禪閣抄曰、使花左手取花木、花末向右持之、爲挿使左故也、舞人花末向左持之、爲挿舞人右故也、源氏若菜卷下云、いとしろくかれたるをぎを、たかやかにかざして、 河海抄云、萩挿頭斗、尋常には櫛を以てす、但清暑堂の御神樂の試樂、執柄家にておこなはる、時、枯れたる萩をもつなり、花鳥餘情云、萩をかざす事は、人長の作法といへり、人長は神樂にあり、東遊のうた舞の事にいへるは無覺束、秘云、河海抄の説不審なり、只舞人の時の興にせし事なるべし、弄花抄、河海抄に人長と書けり、不用の人長は、神樂に舞ふ、こゝにては東遊乙女、此にも東の末には公卿殿上人等も舞の末例云々、陪從にては有まじき上達部坏なるべし、問云、河海抄等、清暑堂御神樂、執柄家にておこなはる、の時、萩の枝を持つなり云々、萩をかざす事此時に限るか、この卷には、東遊の末の舞に、萩をかざしたるとかけるにや、可勘、此事未一決なり、問云、東遊の事、神事の時はかりおこなふか、



西三條裝束抄、頭插花條下云、カネテチヒサキ花ノ枝ヲ作りテ、冠ニサシ侍ル事ナリ、天子ハ冠ノ左ノ方ニサシ、臣下ハ右ノ方ニサスナリ、久壽二年十一月廿四日、法性寺攝政記曰、次内辨座ヲタチ、御頭插ヲトリテ、御冠ノ左ノ方へ立ツル、件ノ花銀ヲ以テ是ヲ作ルト云々、正慶元年十一月十三日、光嚴院宸記ニ曰、頭插花銅ヲ以テ是ヲ作ルト云々、飾抄云、禮服插頭、臨時祭ニ於禁裏賜之、諸社御幸行啓、或於社頭賜之、或於仙洞賜之、先院(隱岐)入禮御幸、自鳥羽南殿有御出立、即於御所賜之、御幸之時、於社頭賜之也、二條裝束抄同文、公事根源曰、列見插頭花ヲ、上卿以下冠ニサス、大臣ハ藤ノ花、納言ハ櫻、參議六位皆作り花也、非三木以下ハ時ノ花ヲサス、同記定考、カザシノ花ヲ、上卿以下冠ニサス、大臣ハ白菊、納言ハ黃菊、三木ハりうだん、其外ハ皆時ノ花ヲサス、作り花ニ非ズ、大カタハ、二月ノ列見ニ同ジ、堂上舞人ハ、何ノ舞ニテモ、カザシヲサス、皆冠ヲ着ケ卷櫻シ玉フコトナリ、十訓抄曰、一條院御位之時、實方中將、臨時ノ祭試樂ニ遲參、插頭花不結追與舞人ニ加フトテ、竹臺ニ追ヒヨリテ、吳竹ノ枝ヲ折テサシタリ、目出度吳竹ト人々譽合ヒケリ、是ヨリ後、試樂ノカザシニハ竹ノ枝ヲサストカヤ、諸臣插頭ノ下列見定考之時、冠ニ插頭ノ花ヲ給也、江次第五曰、獻插頭花日、上卿料大辨取之、(春藤花秋白菊)史傳奉之插冠左方、納言以下執之、納言櫻花、參議秋冬、插冠右方、(以上作花)辨少納言料史取之、(以柳着時花冠後、)

物具裝束抄云、插頭花事、臨時祭之時、使(藤)舞人(櫻)陪從人長(秋冬山吹)、大嘗會(己節會)、小忌(納言櫻參議秋冬)關白(藤)親王(紅梅)大臣(藤)納言(櫻)參議(秋冬)

裝華

或紀云、マクツニサスト有リ、插頭之幪頭トモ書之、

舞人插頭華

西三條裝束抄、舞人頭插條下云、臨時祭、禁裏ニオイテ是ヲ給フ、諸社御幸行啓ニハ、社頭ニ於テ是ヲ給フ、或ハ仙洞ニ於テ是ヲ給フ、行幸ノ時ハ、社頭ニ於テ是ヲ給フト見エタリ、二條裝束抄同文、裝束拾要抄舞人條下云、插頭ノ花、或ハ櫻或ハ秋冬ノ作り花也、

試樂插頭華

飾抄云、試樂日插頭事、仁安二十三日、日吉御幸試樂、殿記曰、少將隆房插頭指右手也、而左如何、後日大納言殿仰曰、使指左、而爲遠指右也、試樂日指左有(何事)乎、或書曰、大嘗會ノ時、插頭、宸儀指左給、諸臣右也、

插頭花古例

源氏若菜卷下云、かざしの花の色々は、花鳥餘情云、臨時祭插頭使藤、舞人櫻、陪從山吹、但住吉詣には使なし、舞人陪從のかざし花の上を、右にてさすなり、諸社行幸の時、東遊には、使もあるなり、

插頭綿

源氏初音卷云、かざしのわた、帳江入楚云、蹈歌人、以綿造花、差冠額、號高巾子云々、

插頭紅葉

源氏紅葉賀卷云、かざしのみみぢ、鏡云、冠の角にさすなり、頭花加佐之、又插頭花、花鳥餘情云、つくり花、立木枝兩様也、源氏のかざしは、誠の紅葉なるべし、ちるよしあればなり、

菊の插頭

河海抄云、元良親王の四十賀に、菊を、かざし、參議伊衡朝臣、(後撰)よろづ世の霜にもかれぬしら菊を、うしろや



すくもかざしつる哉、

折御前花かざす事

西宮抄臨時部、康保三年三月十一日、花宴、時月明風和、侍臣折花、播公卿以下冠、

冠具品

巾子

倭名抄冠帽具曰、巾子、辨色立成ニ云、巾子(此間巾音如運)幞頭具所以挿髻者也、

禁裏御装束記、冠巾子とは、竪に高さ所と云ふ、つのは、笄横に兩脇へ出づる細き物をいふ、いそとは、額のみはを云ふなり、

扱巾子

扱巾子、堂上元服之時用之、透額、堂上地下十六才迄用之、

冠後穴ノ事

高倉家傳云、冠の内、巾子の下に穴の有るは、針をとひる所也、髪の澤山なる人は、用ひても用ひずともよし、古へ用ひたるよしなれども、今は一向堂上方にては不用、

高巾子

源氏初音卷、帳江入楚云、高巾子をきるものは、六位の中に有り、麴塵の袍也、源氏初音卷云、さるは、かうこじの世ばなれたるさま、○高巾子彌冠、踏歌新儀式、高巾子(自取給也、正月十四日)西宮記云、召御巾子造、仰可奉高巾子二口、又召内藏寮、仰奉高巾子料、冠緒之狀(以緒二條爲一條)又以高巾子冠結自取給之、曰裝束抄云、高巾子之

六位以綿裏面云々、今案、高巾子ノ冠ハ、巾子ヲカクシタル冠、白キ絹ニテ是ヲハル、藏人所ヨリ是ヲクダシ給フ、六位ノ舞人ノ内、是ヲ着ス、高巾子キル物ハ綿ノ面ヲカウブルヨシ見エタリ、常ニ見馴レヌ姿ナルニヨリテ世バナレタルトハイヘリ、猶別シルスコトナリ、花鳥餘情云、狂言ガマシキ物ニ着スル也、狂言鳥帽子ナドナルベシ、綿ラムシリカケタル物ナリ、源語秘訣、初音卷曰、「さるはかうこじの、世ばなれたるさま、男踏歌に、高巾子の冠とて、巾子をたからして、白き絹にて張りたるを、二口、藏人所に用意有りて、六位の舞人にさせられて、綿にて、面をつゝむ事有り、常に見馴れぬ姿なるにより、世ばなれたるといへり、是は禮記玉藻篇曰、綺冠素紕、既祥之冠也、垂綫五寸惰游之士也、陳氏傳、白、此言綺冠素紕、而綫之垂者長五寸、蓋以其爲惰游失業之士、使之服此以耻之耳云々、惰游士とは、失業と釋して、何事をもなさず、流れするいたづらものを、はづかしめため、綺冠の白かふりをさせしむ、今の男踏歌と云ふ、正月十四日、京中の遊子の明月に乗じて、所々推參せる事、惰游失業の人にちなじ、この心にて、高巾子の冠を着せしむるなり、末代に千秋万歳などいふは、男踏歌の餘風なり、嵯峨院の御時にも、はやりし事なり、

上緒

或記云、冠の紙様ニテシメタル處ナリ、

簪

倭名抄冠帽具曰、簪四聲字苑云、簪(作含反、又則岑反、和名加無左之)挿冠針也、蒼韻篇云、簪笄也、釋名云笄(音雞)此間云、笄子上音如才係也、所以拘冠使不墜也、

冠留



雜史冠ノコジノ中ニ鯨ヒレヲマゲ、髪ノ所ニテモタセ、額ギハニテ、針有リテ、サシテモタシム、立烏帽子如此、同  
ジ冠モ習有之歟、高倉家傳云、古法には無き事なり、田樂申の様の物にて、先を三ツに割り、髷へのしこみ、扱冠  
着ハ張る也、

冠下結様

雜史公家ハ冠ノ下髪元結ナシ、紫ノ緒ニテ、千鳥ガケニ結ブ也、尤絶頂ニテ結ブナリ、武家ノ髪ハ少ナシ、添髪ヲ  
シテ、千鳥ニスルナリ、薄クシテ、巾子迄カミト、カズト云フ也、千鳥ガケニ見セテ結ナリ、

元結

海人漢芥云、諸門跡の兒の本結は、左本結也、髪をも左の脇へ引廻して、直垂の腰にはさむ也、然るに妙法院門跡  
は、本結も右本結なり、髪をも右へ取りて、腰にはさむと云々、

入元結

布袋記云、童裝束條下云、髪もさけ入元結をするなり、粟津云、中結也、下結帯の元結にして、上紅梅の薄様にて、  
細疊つきて、二返廻し、片むなに結ぶなり、

初番

桐壺卷、帳江入楚云、元服の時、髪を紫の組糸にて結ぶなり、是を初元結といふなり、

撰髪

倭名抄冠帽具曰、撰髪取、文選云、勁取理髮、(季善曰、通俗之文、所以理髮謂之取也、取音雪)釋名云、撰(音送)導也、  
所以導撰髮也、或曰撰髮(撰音展、和名賀美賀鮫)

冠桶

或記云、筒トハ不言、桶也、

髮覆

或記云、御ビンプク、左右へ髮筋にて結び付くる、十六才迄置く歟、

束帶集成

束帶

辨秘抄云、陰陽道條下云、太畧同、但普通不參御縁、是束帶參也、

雜史云、袖以下ノ裝束、表袴ヲ着シ、石帯ヲ以テ飾ルヲ、束帶ト云フ、

夏始着冬裝束

禁秘抄天文密奏條下云、夏始着冬裝束、冬始着夏束帶、有例、

ひのさうぞく

枕双紙、淑景舎、春宮にまもり給ふ程の事などいへる段に云、せばさゆんに、ひのさうぞくの下かさねなど、ひさ  
ちらされたり、義按、ひのさうぞくとは、束帶の事也、宿衣直衣に對して、晝の裝束といへるにや、ひかしは御ゆ  
るしなくて、宿衣直衣にては、主上の御まへに出仕し侍らざる事也、宿衣とは衣冠の事なり、衣冠直衣は、宿直さ  
うぞくとて、晴にはあらざるなり、ひのさうぞくの事、まち／＼説われども、すでに、かさねなど、ひさちらされた  
りとわれれば、たゞしく束帶とはさこえたり、

裝束抄云、晝の裝束と云、束帶の事也、直衣并衣冠を宿裝束と云をも、猶了簡すべし、



裝帶之具

三光院内府記曰、冠表衣、(又號袍)夏冬(壯年ノ間ハ志々良、四十以後ハ能志目)四位以上は紫(フシカチ)染五位ハ緋、六位ハ綠、無位ハ黄袍、又一時晴ノ時、有染裝束、下襲尻ヲ裾ト號ス、夏(紅濃目單也)冬(有裏面白綾、紋浮線綾、裏濃紫フシカチ)此外(一日晴ノ時、或ハ織物染色、種々ノ品々有之候)半臂 單 大帷 赤大口 太刀 平緒 石帶 笏 沓靴 魚袋 櫛扇(黨云各事實) 以上束帶ノ皆具此分也、

縫腋具

衣文恩童訓云、先冠、次赤大口、次襖 次表袴 次大帷子 次裾 次半臂 次位袍 次石帶 次魚袋 次劔 平緒 次胡録 次笏 次淺履(或裏無)

關腋具

衣文恩童訓云、先冠 次赤大口 次襖 次表袴 次大帷 次裾 次半臂 次位袍 次劔平緒 次胡録 次笏 次淺履(或裏無)

天子御衣文

高倉家説云、古代は、御服調進は山科家、御衣文は高倉家なれども、御當代、關東へ毎年御召故、御衣文も山科へうつる、然共時々には、かはるべく御衣文に成るなり、時の官位により前後有之、新嘗會之帛御裝束ばかりは、高倉家にかざる、院中の御服は高倉家なり、禁中の御裝束も、山科家に御差合有れば、高倉家より御調進也、

院中御束帶の具

唯心院裝束抄云、御冠 御袍 御下襲 御相 御車御衣 袴 下の御大口 御襖 右之分、御幸拜禮、其外之着

御之事可有之、

大臣裝束具

當代裝束抄云、大臣束帶、冠纒袍、(夏冬、有紋、丁子唐草、雲立浦ナド家ニ依違有也)下襲、(今ハ略ス裾上也)單、今ハ大帷ノ領袖に付、大形略ス、裾、(夏ハ濃莖單色、蘇芳、冬ハ表浮線綾色白、裏蘇芳色黒ナリ)表袴、窠霞、宿老ハ三緋八藤也、赤大口平絹紅大帷子(布ヲ薄紅ニ染ム、今ハ大臣ニモ草ヲ付ルナリ)石帶、(白玉、是ヲ右ノ中ニモ上ル也)笏(政ニ依、牙笏今ハ官尊卑ニヨラズ、何モ木)平緒、同垂紫、政依テ違也、太刀(飾劔、是モ政依違有也)扇、沓、淺沓、内ヲ窠霞ノ切ニテ張也、魚袋(全夜政時用也、鯉鮒付歟)襖(淺糸ニテ閉之、閉様ハ、卷込閉也、練ヲ用也)

公卿束帶具

當代裝束抄云、公卿束帶冠纒袍(文、家々依林有)下襲同前、單同前、表袴、八藤二緋赤大口(前同)帶玉笏(前同)扇平緒(政依違有)太刀(細太刀、是モ政依色々有)沓(淺履、内ヲ二緋八藤ノ切ニテハル)魚袋 襖(前同)

四位束帶具

當代裝束抄云、四位束帶冠纒袍(染色黒、文大形輪ナシ)下襲(前同)裾(夏ハ穀ノ二藍、冬ハ平絹)表袴(職事ナレハ窠霞 赤大口(紅染平絹)石帶(馬腦)笏(木)扇平緒(政ニ依テ違有)太刀(木地ニテ也)沓(淺沓ノ内ヲ平絹ニテ張ル、魚袋(銀)襖(前同)

五位束帶具

當代裝束抄云、五位束帶冠纒袍(夏冬有、染色緋諸家輪ナシ)大帷子(前同)裾(夏穀二藍、冬平絹表白裏黒赤大口表袴笏沓(前同)帶(鳥尾)平緒(前同)扇劔(前同)襖(前同)



六位束帶具

當代裝束抄云、六位束帶冠纓袍(夏冬有、夏ハ穀二藍、冬平絹花色)大帷裾赤大口袴笏(同前)帶(班尾)平緒太刀扇機  
杏(同前)

藏人束帶

或人曰、古代ハ麴原關腋を着すれども、今は縫腋を着す、

非藏人裝束

或人云、賀茂、松尾、日吉、稻荷ノ社家(細纓縁袍關腋綾□□平絹)

殿上人ト諸大夫、束帶具替事

裝束深秘抄云、殿上人ト諸大夫、束帶之具替事、袍色目、位階ノ高下ニテ分ツ故、位袍云フ、記録ニ、當色ノ袍ヲ  
着シテト有ルハ、其位ニ當ル袍ノ事也、四位ノ殿上人、四位ノ諸大夫、五位殿上人五位ノ諸大夫、各其禮節ハ格別  
ナレドモ、束帶之時、袍以下皆具相違无之、但衣冠狩衣ナドノ時、指貫ニテ替有之、

參議已上服

雜史云、參議以上、十六歳迄ハ、冬綾紅梅ノ小袖ナリ、ソレヨリハ、下着ハ白小袖也、

束帶着用次第

雜事抄云、御束帶之事、公私依召參御前(二人の時ハ、上首御後衣文、但可有<sup>(本ノマ)</sup>一立思前立)先大口、次御襪(但前後不  
同)次御表袴(御足を入れて御腰を不結)次御袖(御單を重ぬ)表御袴を引上(御腰を結ぶ、右方片かき、或引廻し御前  
にも結ぶ、御袴の裾を、御脚足に付て、裾へくたすべし)次御下襪、帶をす(或は御半臂を重ねて、御前垂程、御袍の

すそより三寸上る、帶の下に小尻をたて、御前御帶の下を、兩方の端を折る)次御半臂(御前はなつき忘緒垂を、或  
左右に垂れ、左につよく不結なり)次御袍(前の垂る、程、御草鞋の聊見ゆるほど上ぐべし、故實なり、一文字形深  
く入りぬれば、御帶くつろぐに隨て、御後ぬけてわろし、御襪を反事、御半臂の襷の聊みゆる程に可反、御衣文に  
如何御袖の縫目を反事、雖無本説、御好に隨て可有仕之<sup>(本ノマ)</sup>大方は諸衣をは、袖縫目上に返すこと不苦事歟、御重形  
之御時、關腋御半臂の襷を出すこと、如何御帶の下にあたる所とのべ、扇を開くやうにすれば、さきが廣がりてよ  
し、襷の先の御後に寄合たるはわろし、凡人如斯)

或記云、古ハ赤大口 次表袴 次單 次和 次下襪 次半臂 次袍、今ハ赤大口 次襪 次表袴 次大帷 次裾

用事、冠(纓ヲトルニハ、針ヲ火ニ入ナマシテサス、串ヲサセハ、掛緒ナクテモ不苦) 先大口表袴、裾、扱裾ヲ着ス、

前ヲ挿ミ、衣文ヲ取、先格ヲ取石帶ニテシメ、前ヲ挿ムナリ、其後兩袖衣ヲ取、太刀ヲ帶ブナリ、太刀ニ平緒付ル

事、前ニ付テ置タルカ能也、當代裝束抄云、束帶、一冠 二襪 三大口 四大帷 五表袴 六裾 七袍 八石帶

九太刀垂(但平緒垂)十笏、 秘事口訣云、先着大口、其後表袴に足を入れて、未腰をゆはず、次に單袍を重ねて後

袴の腰を結ぶ、腰のどほりよりは、聊前へよせて、右の方に片かきに結びて、腰のヌンを同様にはからふ、(但片カ  
キサガリノ程、上臈ハ長シ、下臈ハ高キナリ)或は前に兩かきにもすべし、次に下襪の腰のしわを深く入て、帯に  
て、腰を結ぶ、但裾別ならば、裾の腰にて可結、或は半臂を重ねて、忘緒にて可結也、次に半臂忘緒のつなを左にあて  
て、いたくつよからぬ程に結ぶ也、其後に袍を着て、頭紙をば、前裝束師まはして、後裝束師紐を入れ、先右を着す  
べし、右の袖を手に入る下がへなるゆゑなり、次に腰のしわを深く入て、前へ廻す程を可待、前へまはしなし、さ



て後衣紋尻を作りて、前装束師のおびに、おさへさすべし、尻の作様、腰の縫目より、少し前の方をへしきげて、取  
 て上へ引上げ、其あげ程、すそに見合せて、襦の高さをはからふべし、帯のほりより下を引上げ、腋のしわにま  
 とひ付けしやうに、かゝみぐして、内へひねるなり、下をよこさまに、上をばたてさまに取りて、後をかふべし、少  
 まどひぐしたるよし、裾を帯にあて、後、大に引なせば、わきのしわひかれて、つまるがよきなり、前装束師に、よ  
 くどこのへさせて、其上に帯をあつ、帯ゆひてのち、尻の大小を見はからひて、いまだうるはしくしめざらんざま  
 に、尻を作りなほすべし、つまりたらば、いくらほどもぬきおすべし、大小をはからひおさせて、尻の高さをはか  
 らひて、高くは内へをかへすべし、中の縫目をば、帯の中角にあてがひて、中たわにすべし、三角一面にするこ  
 いふは是也、三角一面といへばとて、中のぬひめを、装束師の前へ引いて、かどをつくることにはあらず、心得ぬ  
 仁、さやうにする事あり、比興也、三角とは、兩方のかど、二角高くかどあり、中は中たわなるが一角也、兩方のか  
 どのわひは、面すぐなるほどに、一面とは云、中の縫目に、かどあらせんとてをる事、夢々あるべからず、中をひき  
 くだにあらずれば、三角に見ゆるなり、兩方の角を高くして、かどより猶腋の方をへて、つくどとりひしぎて、角  
 を立たるがよきなり、かどをたて、帯のかたおもに、まかさじとするは、きたなき事なり、帯のしわをよくく  
 腋のかたへおしやりて、しめて作なすべし、尻の大小人によるべし、相構へて、袖の下にたまらぬやうにすべし、  
 わきのかいやうによるべし、尻の大小、御所様は勿論なり、大臣以下次第に少くす、但參議に至るまでは、公卿な  
 れば、いたくちいさからず、殿上人も、次第に下臈にならば小すべき歟、尻は餘りに大なるはわろし、次に襦を少  
 しかへすか、襦を上へはねあげて、それを又上さまへ三まきして主のうしろにおしまとふべし、次に袖の衣紋、身  
 のしわをかたのとほりよりは、左へ取て、上へ高くかき、次に一のしわをかまへて、深く入て、胴を深くすべし、二

のしわをば、浅く胴のとほる所、身と袖との縫目より、三寸餘、身より方也、二のしわをば、是よりはしへ二寸ほど  
 (十二の間也)二のしわと、はた袖の付目と、二寸ばかりあるべし、一のしわのさき、むねの折目より一寸、或は五  
 分、後へこす、むねの折目高く付たるは、をりめのもことにてとるべし、高さ卑さによりて、見合せはからふべし、一  
 のしわ、はた袖のつけめより、おくへ四寸ばかり入べし、其次に、其わひほどに二のしわを可付、二のしわ聊なる  
 べし、又同様に、是はわろし、袖の外は、一のしわのとほりより、はた袖のすそへかどをとるべし、はた袖のす  
 そ、上へはぬる事は、地下にいたりてのと也、殿上人以上は、唐の犬の耳のやうに、ふらふらとさがるべし、それを  
 さぐる次第は、二のしわのとほりを、次にすそへにははかして、はた袖のすそへ、次第にははかして、すそまで  
 をりつれば、すそはふらくとさがるものなり、袖の衣紋もそのごとく、次第に下臈へは小さくかくべし、胴をさ  
 げて取、うしろへ袖をこせば、衣紋大になる、胴をあけて取て、衣紋をつくれれば小なるべし、次に裾を石帯の上手  
 にかくる事、帯劔の時は、劔の足緒の間にかくるなり、殿上人御尻の右のはし、面の白みを二寸ばかり見せて、あ  
 らはさすをくへし、公卿はさもせず、只裏の黒み計をみるなり、大方中の縫目を前へなり、兩方のはしをばうし  
 ろへなり、すその長さの事、表袴より少しあがるべし、それも仁によりてけぢめあるべし、公卿は大略すそを引ほ  
 どなり、前装束師、表袴の腰をば結ぶべし、(是ハ本儀ナリ)右の腋にゆはば片わなに結べし、すそのさがり程かた  
 く、餘に長くば、ながき方をかへかくべし、袖の前ふくら腰をよくくつろげて、たわやかに引上ぐべし、下重兩方  
 一寸餘(前を云)折て、これと腋を、たふく、とくつろぐべし、前の高さは、襦の付の前へ届くべし、但前ふくらを  
 本とすべし、次に半臂の前に、はそきものを、(黄サキ也)兩方の腋へおしやりて、下具をもたするやうに、此前を  
 ば少しつめたるがよし、忘緒はいたくつよからず、或は忘緒の引帯をば、うしろ計にあて、前を少しはづして、



緒にはのこす、袖の衣紋かく時、つまるはわろき故也、前をはづしたらば、後くびのさきをはづしたらば、後にく  
 びのさきをば帯にかふべし、凡前では、半臂計をば下具の袖の下を取合せて、よこさまに主の手にもたす、其後袖  
 の袖を入れて、頭がみを重て、ひもを後衣紋師入て待つべし、次に下かへの襦の付きは取て、主の後へ左の手にて引  
 廻して、心の脇に引かけて、左の手にてとらへて、右の手をさしやりて、脊の縫目を取て、主の左の上へ引くべし、  
 せの縫目、なかばより少く左へすぐる程なり、右の手にて、襦の付きは後へ引まはすべし、左の手にてとらへた  
 るをば、はづさずして右の手をうしろへやる、装束師の左の膝にて、はづれぬやうに押付くべし、上がへまはした  
 る時、又装束師の右のひざにて、主の左の膝におし付て、前の高下、前ぶくらははからふ、上かへの大くび  
 の帯の下を、なから計、たてさまに折りて、(ランノケキミナナリ)すぢかへてにははかすべし、襦まではかくべか  
 らず、前のふくら下をばわらはにして、(左りの手にてあり)をば下へ内へ出し、(上ヲハ右の手ニテ、オシサゲテ)  
 其上に帯をあつべし、諸手にまごひてつよくゆふべし、次に上手を取りて、左の脇の下よりさしやるべし、前のひ  
 さは、院、春宮御足のこうにつくはせなり、主上は、今少し高きやうにめす也、執柄などは一寸計あがるべ  
 し、大臣は二寸計なり、大納言以下の花族の人ならば、二寸餘はあがるべし、或は三寸、人の家による、藏人頭五  
 寸、四位五位の雲客は六寸計歟、復袖の衣文かく時、袍がさねぬ已前に、下重をよくく重ねおほせて、袖の外、わ  
 きのしわのそばの折めを、とりひしぐべし、袍かさねて後は、つよく刀のやうにはとるべからず、袍かさねて  
 のち、衣紋をうるはしくかく時、其をりめを、(ハタ袖のキハヲ)一人はとらうべし、凡衣文をば、後装束師かくべ  
 し、後をば上手がする故也、ハタ袖のはしをさげて引ばさがるなり、あけて引けばあがるなり、秘事口訣云具の  
 事、半臂(左志緒)下襲(裾別ニモ有)打衣(夏引倍木)相 單 表袴 赤大口 赤大口は非分物也、夏の時、無單赤

帷をわせとりと號して着す、白赤も大帷はわせとりと云ふなり、夏は又單をこはくはりて、はり單とて云ふを着、  
 相をば老者は不着歟、此時大帷なり、打衣をば、夏は不着此面をはなちて着するを、引倍木と云ふ也、餘に年少之  
 時、大帷無骨なり、上サマハ御大帷めさす、御鞆などの時故事有り、十五巳前六十以後赤帷を不着、白も十五以前  
 濃色なる間白し、六十以後は老者なる間、何も白き具なる間白きなり、凡鞆の時は、直衣衣冠にもあせとりとてあ  
 り、赤帷着面白也、又白帷は勿論、何も着間無子細、伏見院震翰抄云、着袍之次第、冬は先着赤大口、次上袴、次赤  
 帷次單、次下重(上下)赤大口、次下重相風情之物着之、次上袴を着して、上袴の腰まで籠る下着一説なり、

袍着様心得

秘事口訣云、格は、真ニツに大きに折り、其を又二つに折る迄なり、小く折るは悪きと云ふ、又云、格の兩方の端  
 は、随分堅の縫目、能く廻り屈様にすへし、雜史云、角袋ヨリハマヘト云フ、衣冠ノ時、角ノ兩紐マヘニテ結ブ、  
 其時ハマヘニヒダツク、兩方へ角袋ノヲ引コトナリ、秘事口訣云、石帯、むざとしめはづむはあしく、能はど(口  
 傳)、秘事口訣云、角は、石帯あて、後、帯半分みゆるやうに、下りのきたるが能きとぞ、秘事口訣云、前衣文のか  
 い込様、むざくとして返は、本ノマさる人の氣味あしきものなり、但巻込は、又上よりなで下したる手をかへし、あふ  
 のけさまに、真中よりすきくとかい込むべしとぞ、秘事口訣云、袖をする時、腋の下をつよく押込たるが、後脇  
 ゆるやかにて能しとぞ、秘事口訣云、袖のひだ、初手のとき能く折目を入たる能なり、余のは、さのみならぬと  
 もよし、秘事口訣云、袖のはなを、右の手にて取しめて、左の手は中にて、すぐに後の方へ筋を通して、しかど取  
 しむべし、扱外へ左の手をぬきて、はなよりも彌筋を入べしとぞ、秘事口訣云、袖はちひさく見ゆるは能事とな  
 り、秘事口訣云、袖は成ほどかるく覺ゆるが、上手のわぢなりとぞ、重き間は下手とぞ、心得べし、秘事口訣



云、主上の御衣文には、かねわひ限り有り、諸臣は人々高下によりて、心得替ると云、秘事口訣云、衣文は、壁をぬるやうなるものにて、下地より、とく／＼とうつくしく仕てゆかねばわしく、常の衣より始て、次第／＼の具もの、紐等に至るまで、しどやかにをさめてさるべしとぞ。秘事口訣云、裾は本下かさねのすそなり、進退もて、わつかひしよきために切りたるなり、後照念院裝束抄云、裝束着様事、知足院仰云、束帯尻ハ、平緒の下縁ニ宛也、可作小キガ吉也、衣笠前内府、(家良)命云、月輪ハ三シハ、エモンヲカ、レタリケルヲ、普賢寺殿ハ、筑紫ノ人ナドコソ、タグリモテトテ笑ヒ給フ、

海人藻芥云、僧俗衣文ハ、サノミ引ツクロハデ、然モ衣ノウツクシキ様ニ着ナスベシ、凡裝束ノ衣文、上代ハ沙汰ニ及バズ、鳥羽院ノ御代ヨリ、強キ裝束ヲ用フル故ニ、衣紋ノ沙汰出来スルナルベシ、上代ハ皆ナエ裝束トテ、フクサニテ、強クハ不調也、然ルニ鳥羽院已前ノ人ノ影ヲ書クトテ、鳥羽院以後初マリタル、強裝束ノ衣紋書キタルハ、繪師ノ不覺也、如此事見知りテ、或ハ難ヲ加ヘ、或ハ譽ル人甚稀ニ成レバ、能クテモ惡シクテモ有ルナリ、凡彼御代已前ハ、男ハ眉毛ヲ抜キ、鬚ヲハサミ、金ヲ付ル事一切無之、及末代ニ毎度矯飾ノ至也、太唐ニハ、今世マデモ如此風情無之云々、

色々名目

衣文愚童訓云、赤大口、表袴、指貫、下袴等のこしとは、腰紐をいふ、作とは、諸釣、片釣とは、諸結片結を云ふ、波戸衣拾入袋ヲ云、尻作とは、胡録にある組紐を云ふと、括とは、指貫の括上にて結を云ふ、下括とは、指貫の足のくるふしの上にて結を云ふ、但習あり、衣冠、直衣、小直衣、半尻、狩衣、女木、以下、腰帯とはあてこしを云ふ、此外に、かへるまたとは、表袴の真中にて有なり、もじらぬ様にすべし、

蟬洞

高倉家説云、束帯ノ袖衣文也、俗語也、高倉家ニ此名目ナシ、

裝束着る人の事

秘事口訣云、裝束着る人は、内しやうにて、行水を仕ひ髪をゆひ、冠を着す、時服の上に、赤大口を着て出べし、

裝束着後髪を撫る事

秘事口訣云衣文つけ過て後、ゆすりつぎをゆして、かうがいにて、髪をなでことつけべしとぞ、櫛は用ひられず、但髪のはへ際などは、少づ、も櫛をつかふべきなり、又云他所時の時は、ふのりを用意すべし、風吹、又は路次に、久しく列立の時の爲に、ふのりをときて、羅のこまやかなるにてこし、髪水につかふべし、内裏女中方、長かもト等も、是にて用ふるなり、

襦

和名抄衣服具云、襦、唐韻云、(音蘭、俗云如字)襦衫也、

居敷

高倉家云、昔は取たれども、高倉故大納言より後はとらず、元居敷と云は、襦の處の様に覺ゆれども、左にわらず、大帷子の如く、後に取りたるなり、雜史云、居敷、口傳、新敷袍可爲襦ノヒタ折事也、雜史云、居敷は、束帯濟ミテ、仕マイニ袍ノ前ヲ、襦通リニ、前ニ縫目有リ、是ヲ兩方ノ端ヲ手ニ折持テ、兩方ヘ引キ少ノ内ヒダヲ、後ヒダツカズ、是モ手シナスベキ法ナリ、古キ袍ニハヒダツカズ、雜史云、居敷ト云フ有、是後襦ヲ、新敷袍ナド、下ヨリ上ヘ皺ヲアルコト有、(口傳) 秘事口訣云、新敷裝束などの時、居しわとて、襦の通のぬひめを、内へ横に折目



をつくる事なり、

衣文雜色可覺悟條々

四位五位裝束抄云、衣文雜色可覺悟條々、一御主人、御裝束御着用之事わらば、二三日以前に、皆具損失有無、可致吟味事、一御冠之掛緒余慶、并御位袍に同色の糸、并針はさみ可用意事、一御裝束御着用之時、又は御脱被遊之時御主人を、不向北之様に、可知方角事、一御冠并御裝束、不向北方跡方事、一武家之御方、束帶衣冠御着用之時、かならず御袖をとり參るべし、公家にては、御所作多御人、此心得ある事なり、

裝束集成卷之一終

裝束集成卷之二

袍集成

袍濫觴

日本紀、神代卷云、天照太神、方織神衣居齊服殿。神代卷、伊弉諾尊、追伊弉册尊入於黃泉之條曰、投其衣、是謂煩神云々、同卷、素盞鳴尊爲行也甚無狀之條曰、天照太神、方織神衣云々、同卷、少彥名命至淡島、緣粟莖者、則彈渡而至、常世鄉矣、又云、有一箇小男、以白鯨皮爲舟、以鶴鷄羽爲衣、隨潮水以浮到、大己貴神、即取置掌中云云、或記云、漢朝衣始、上古衣鳥獸之羽皮、黃帝初作衣、本曰胡曹依衣、胡曹黃帝也。日本紀云、應神天皇世、百濟王、貢縫衣工女、本朝應神以來、用百濟衣服、依大寶令用唐衣服、深紫等式服也、養老始在襟、鄭玄易緯、乾鑿度注云、古者田漁而食、因衣其皮、先知蔽前、後知蔽後、後王易之以布帛云々、禮運說、上古之時云、昔先王食鳥獸之肉、衣其羽皮、是田漁而食、因衣其皮也、又曰、後聖有作治其麻絲、以爲布帛、易繫辭曰、黃帝堯舜、垂衣裳天下治、然則易之布帛、自黃帝始也、白虎通曰、衣者隱也、裳者障也、所以隱形、障蔽也、則以蔽形已爲禮之初、而貴服賤服各有等差、是爲禮之成也、故孝經卿大夫章云、非先王之法服弗敢服、注云、服者身之表也、尊卑貴賤各有等差、故賤服貴服謂之僭上、々々者爲不忠、貴服賤服謂之僭下、々々者爲失位、是以君子動不違法、舉不越制、所以成其德也、服、野王案、在上曰衣、衣下曰裳、惣謂之服、今云衣服者、不獨衣裳、謂惣可服用之物也、倭名抄衣類云、袍、揚氏漢語抄云、袍(薄交反、和名字倍乃岐沼、一云朝服)著欄之袷衣也、西三條裝束抄云、袍表衣とも號す、衣服濫觴、漢朝始鳥獸の羽皮を服とす、黃帝始て衣を作、吾朝初、神代鶴鷄の羽、天照太神御代始



て神衣を織なり、十七代應神天皇御宇、百濟服、大寶令より唐衣服を用也、當代裝束抄同文、裝束圖式云、袍表衣トモ號ス、本朝衣服ハ神代ヨリ始レリ、神服是也、又千波也ナド云フ共云ヘリ、十七代應神天皇ノ御宇、異朝ヨリ衣縫ノ女ヲ貢ス、大寶令ヨリ異朝ノ衣服用フト云々、凡袍ハ、天子、親王、臣下等ノ差別品々ナレトモ、皆色ト紋トノ差ニシテ、闕腋縫腋ノ二ツ也、袍ノ紋ハ、家々ノ相傳ニ依テ其様品々也、裝束深秘抄同意、裝束温故抄云、袍、やまとよみうへのさぬなり、我朝神代の始め、鶴鷄の羽を用ふ、天照大神の時始テ蠶の業を起し給ふ、應神天皇の御宇、女工の術委しからぬを憂ひ給ひ、使を吳國につかはして求め給ふ、此時えひめ弟姫、吳織穴織の四人をまゐらす、是よりぞ服の事委くなりぬ、凡袍の姿、君臣のわかちなし、只色と文とのかはりのみなり、縫様、縫腋、闕腋の二ツ也、和訓にほうさきを、まつはしのうへのさぬと、闕腋を、わさわけのうへのさぬといへり、けつさきのことを、けつてさきよむが習なり、

貂裘

延喜彈正式云、凡貂裘者、參議已上聽着用、源氏末摘花卷云、うはさきには、ふるさのかはさぬ、河海抄云、貂裘(和名てんと云ふ獸也、如鼠といへり)、西宮記云、臨時祭舞人、歸路着黒貂裘云云、江次第云、昔蕃客參入之時、重明親王、乘鴨毛車、着黒貂裘八重見物、此間、蕃客纒以件裘一領、持來爲重物、見八重大慙、云々、杜子家廿二奉送魏六丈、佑少府之交廣、詩云、季子黒貂弊、得無妻嫂欺、蘇季子、不用黒貂裘弊、又出遊數歲大困而歸、兄弟嫂妻皆切笑、又云、兔應疑鶴髮蟻亦戀貂裘、斟酌婦娥寡夫寒奈九月秋、秘抄曰、昔も着する事は遼遁云々、弄花抄云、うはさきは、衣より上の事云々、

服色

衣服令云、凡服色、白黃丹紫蘇芳絳紅黃綠縹蒲荷、(謂繅者三染絳也、蒲荷者、紫色之最淺者也、綠紺縹桑黃橙衣、紫紫縹墨、如此之屬、當色以下各兼得服之、謂假令著紫之人、兼得服蘇芳、以下諸色之類、此條包爲男女立制、)

男女衣服用唐法

源氏若菜上卷云、もろこしの后のかざり、河海抄、嵯峨天皇、弘仁八年、男女衣服用唐法、周禮云、王后六服、裋衣、褕衣、朝衣、鞠衣、展衣、緣衣、

衣裳

事物紀原、衣裳帶服部云、通典曰、上古衣毛、後代以麻葛之、先知爲上以製衣、後知爲下以制裳、易經曰、黃帝垂衣裳而天下治、世本曰、胡曹作衣、(宋裏曰黃帝臣) 呂氏春秋亦云、淮南子曰、伯余初作衣、許慎注云、黃帝臣也、一云、伯余黃帝也、世本曰、伯全制衣裳、孟詵錦前書曰、十紀合雜紀曰、如教人食鳥獸、衣其皮毛、家語五帝德、孔子曰、黃帝始垂衣裳、

朝服

晉書輿服志曰、漢制、五郊天子、與執事服、各如方色、百官不執事者、服常服絳衣、以從、魏奉淸曰、漢氏、承祭改六冕之制、但無冠絳衣而已、魏以來、多朝服、衣服令、一品以下五位以上、皂羅頭巾、衣色同禮服、牙笏、白袴、金銀裝腰帶、白襪烏皮履、六位深綠衣、七位淺綠衣、八位深縹衣、初位淺皂縹頭巾、(謂縹、無文縹也)、木笏謂職事、烏油腰帶、白襪烏皮履、袋從服色

朝服其志以上

或記云、兵衛佐以下并余司尉以下也、六位兵衛佐、同志以上、服着帶五位衛門督、朝服先例也、



制服

衣服令云、无位(謂庶人服制亦同也)、皆皂纒頭巾、黃袍、(謂裁縫體制、一如朝服也)、烏油腰帶、白襪、皮履、朝廷公事即服之、尋常通待著草鞋、家人奴婢、橡墨衣、(謂橡櫟木質也、以橡染紺、俗云橡衣也、此條無白袴者、文之省略也)。

武官制服

衣服令曰、衛府督佐、並皂纒頭巾、位襖、金銀裝腰帶、金銀裝橫刀、白襪、烏皮履、其志以上、並皂纒頭巾、皂纒、位襖、烏油腰帶、烏裝橫刀、白襪、烏皮履、會集等日、(謂元日、及聚集并蕃客宴會等、止爲志以上立制也)、加錦補襠赤脛巾、帶弓箭、以鞋代履、兵衛、皂纒頭巾、皂纒、位襖、烏油腰帶、烏裝橫刀、帶弓箭、白脛巾、白襪、烏皮履、會集等日、加挂甲帶槍、以位襖代紺襖、以鞋代履、主帥、(謂門部使部、其隊正等者、依衛士例也)、皂纒頭巾、皂纒、位襖、烏油腰帶、烏裝橫刀、白脛巾、白襪、烏皮履、會集等日、加挂甲帶弓箭、以標襖代位襖、以鞋代履、並朝庭公事則服之、衛士、皂纒頭巾、桃染衫、白布帶、白脛巾、草鞋、帶橫刀弓箭若槍、會集等日、加朱末額挂甲、以皂衫、代桃染衫、朔日節日服之、(謂朔日者、四孟朔日也、節日者、初注、會集等日是也、其主帥以上注稱、會集日者、朔日亦同、但衛士注言會集日者、非是朔日、凡着朝服之時、督佐牙笏、志以上木笏、此文不載者、略諸須知也、尋常、去桃染衫、及槍、其督以下、主帥以上、並准文官、

公服

筆談曰、中國衣冠、自北齊已來乃全用胡服、霞袖絳緣、唐武德正觀時猶爾、開元之後稍衰、博大通典曰、宇文護、始袍加下襦爲後制、即今公服之制也、此蓋原矣、

襦衫

唐志曰、馬周以三代制深衣、因於其下着襦及袴、名襦衫、以爲上士之服、今舉子所衣者、襦衫之始也、

橡衣

續世繼、はら／＼の御子の巻、ある人の申されけるは、つるばみのころもは、王の四位の色にて、只人の四位と、王の五位とは、くる、あけを着たる人の五位は、あけのきぬにて、うるはしくあるべきを、今の人心、ねよすげにてか、四位は王の衣になり、五位は四位のころもをきるなるべし、

古代袍

高倉家云、緋袖色替の例、古記ニ見エタリ、

天子黃植染御袍

江次第曰、四方拜、寅一刻出御、黃植染御袍、同記曰、石清水臨時祭、御禊出御黃植云々、同記、御元服、皇帝、着黃植染關服袍、西宮記、四方拜、天皇服黃植染、(江次第同)、江次第、石清水臨時祭云、御禊出御黃植染、(御前座事、出御麴塵御袍、舞事、出御青色不改)、延喜縫殿式云、黃植染綾一四、植十四斤、薺芳十一斤、酢二升、灰三斛、薪八荷、帛一匹、紫十五斤、酢一升、灰一斛、薪四荷、禁秘御抄云、尋常黃植染(文竹風)、北山抄、胡曹抄、同記或說云、嵯峨天皇、弘仁十一年正月、始用黃植染衣、唯心院裝束抄云、禁中御束帶之具、御袍、黃植染、海松茶色のはげたる様の色なり、裏平絹花田染、御紋桐竹鳳凰麒麟なり、禁秘御抄には、主上尋常着御とあり、近代は其沙汰なし、また北山抄には、朔日、受朝賀、聽政、蕃客使表、并州幣、及大小諸會などに、着御の由見侍る、禁裏御裝束記に、黃植染の色見ゆ、茶のはげたるやうなり、裏平絹、花田染、御紋桐竹鳳凰麒麟等也、夏は薄物、裏と云ふ、男裝



東抄云、一内裏御裝束事云、黃檜染御袍、(ツネニ是ヲ召ス)青色、(臨時祭、舞御覽ナドノ晴時召ス)、帛ノ御裝束、(白ス、シノ袍以下ナリ、神事ニメサル、御服ナリ)、禁秘抄云、尋常黃檜染、(文竹風)、半臂、下襲、打衣(略之、常事ナリ)相單、(普通)表袴(蔽地窠)大口也、相一常事也、半臂黒、下襲裏打、皆文小葵、襖無文、帶尋常、有文玉、夏張單、半臂、下襲之上下別事、主上不可然、或記云、文竹桐鳳凰來集文、故稱御兩風歟、北山抄云、朔日、受朝賀聽政、受蕃客表、并例幣及大小諸會黃檜染衣、裝束圖式云、天子御袍、黃檜染、御紋、桐鳳凰麒麟也、是ヲ染ルニハ、綾一疋、楮十四斤、蘇芳十一斤、酢二升、灰三石、薪八荷、縫様、縫腋也、夏ハ生、冬ハ練、裏ハ平絹、色ハ表ニ同シ、主上常ニ着御シ玉ヲヨシ、禁秘御抄ニシルシ玉ヲ、舊記ヲ考フレバ、此袍臣下モ着用ノ例有トイヘドモ、希有ノ事ト見エタリ、近代主上モ、尋常ニハ着御シ玉ハザル歟、或記云、黃檜染御、(縫腋、夏生無裏、冬練、裏羽二重、色同衣)文桐竹鳳凰麒麟文、袖前後各二、身前後各二、襦八、色如海松茶、古不束帶則無着御、或記云、麴塵御袍、(縫腋、夏生裏、冬練裏羽二重、色萌黃而黃勝)、文唐草鳥(浮文)絳成之(練絲)經萌黃緯黃、此御袍謂青色、或稱山鳩色、延喜式所謂青白椽是也、文傍推談云、桐竹鳳凰麒麟の御文の事、天皇御袍、桐竹鳳凰麒麟をわやどり織る事、是もろこしの古昔、黃帝の時に、鳳凰みかどの梧桐に集りて、竹實を食むといへる故事あり、又麒麟の仁獸なるを、祝せしめたまふにや、但本朝のむかし、主上の服御には、帛の御衣を貴色として、着御したまへり、爰をもて、衣服令の制服、先白、次に黃丹とわけらる、其白は天皇の服御にとなへ、黃丹は皇太子の服色に定めたり、嵯峨天皇の、弘仁十一年二月詔して、大小の神事には、帛の御衣、其外諸會には、黃檜染の御袍を、用ひ給ふべきよし見えたり、然ば、桐竹鳳凰麒麟の御文は、此御時よりはじまれり、抑黃檜染の染色なるを、緒黃にして、是日の色にかたどるといへり、故に皇の服御の外は、着用の例なし、皆下にしるしぬ、衣服令、制服條曰、凡服色白黃丹云々、集解釋曰、我朝以白色爲貴色、天皇服也、日本紀略曰、弘仁十一年二月甲戌朔、詔曰、其服色、大小諸神事、及季冬奉幣、諸陵、則用帛衣、元正受朝賀、則用袞冕十二章、朔日受朝日聽政、受蕃國使表、奉幣及大小諸會、則用黃檜染衣、事物紀源白、御袍二儀、實錄曰、唐武德初、用隋制、天子常服黃袍、及衫、後漸用赤黃、遂禁止、士庶不得服、其事自唐神堯始也、後又曰、緒黃王建宮詞曰、日色緒黃相似、謂赤黃也、今俗、又以天子常服淺黃、爲赫黃也、事文類聚曰、韓詩外傳云、黃帝即位、施恩修德、宇內和平、未見鳳凰、乃召天老而問之曰、鳳象何如、天老對曰、天鳳象鴻前而麟後、蛇頭而魚尾、龍文而龜背、燕頰而鷄喙、首載德、頭揚義、背負仁、心入信、翼挾禮、足履文、尾擊武、小音金、太音鼓、延頸奮翼五色備、舉脛即安、來則喜、游心擇所、飢不妄下、黃帝曰於戲元哉、朕何敢與焉、於是黃帝乃服黃衣、帶紳、戴黃冠、齋于中宮、風乃蔽日而至、止帝東園、集楮樹食竹實、沒身不去、詩大雅卷阿曰、鳳凰至于彼高岡梧桐生矣云々、白氏文集曰(答桐花詩中)爲君長高枝鳳凰止頭鳴、一鳴君萬歲壽如山不傾、再鳴萬人泰々階爲之乎、韻府曰、麒麟、麴身馬足、牛尾一角、角端有肉、高丈二、五蹄、牝曰麟、雄鳴曰游聖、雄鳴曰歸昌、黃帝時在圃、成康時在于郊薮、昌黎文集獲麟云、出必有聖人在于位、麟爲聖人出、聖人者必知麟、麟之果不爲祥也、傍抄云、麴塵、天子常着御、稱黃檜染、文、竹桐鳳凰麒麟、天養二十一期旦旬、主上黃檜染御袍、躡園御下襲、黑御半臂、浮線綾表御袴、筆談曰、中國衣服、自北齊已來、全用朝服、窄袖緋綠、唐正觀時猶爾、開元之後稍廢轉矣、通典曰、宇文獲、始袍加下襴、逐日爲後制、今公服也、西三條裝束抄云、麴塵、文桐竹鳳凰天子常に召す、黃檜染と稱す、延長に大原野、永保に大井川等の行幸に臣下も着用す、是を染むるには、綾一疋に、苳安草大九十六斤、紫草六斤、灰三十石、薪八百四十斤、官職浮沈或問、云、黃檜染、麴塵、各別之事、或問、傍抄といへる裝束抄に、麴塵天子常に着御、黃檜染と稱すと見えたり、又一説に、麴塵、黃檜染は別色にして、麴塵青色は、一物二名のよし也、いつれをもつて

々、集解釋曰、我朝以白色爲貴色、天皇服也、日本紀略曰、弘仁十一年二月甲戌朔、詔曰、其服色、大小諸神事、及季冬奉幣、諸陵、則用帛衣、元正受朝賀、則用袞冕十二章、朔日受朝日聽政、受蕃國使表、奉幣及大小諸會、則用黃檜染衣、事物紀源白、御袍二儀、實錄曰、唐武德初、用隋制、天子常服黃袍、及衫、後漸用赤黃、遂禁止、士庶不得服、其事自唐神堯始也、後又曰、緒黃王建宮詞曰、日色緒黃相似、謂赤黃也、今俗、又以天子常服淺黃、爲赫黃也、事文類聚曰、韓詩外傳云、黃帝即位、施恩修德、宇內和平、未見鳳凰、乃召天老而問之曰、鳳象何如、天老對曰、天鳳象鴻前而麟後、蛇頭而魚尾、龍文而龜背、燕頰而鷄喙、首載德、頭揚義、背負仁、心入信、翼挾禮、足履文、尾擊武、小音金、太音鼓、延頸奮翼五色備、舉脛即安、來則喜、游心擇所、飢不妄下、黃帝曰於戲元哉、朕何敢與焉、於是黃帝乃服黃衣、帶紳、戴黃冠、齋于中宮、風乃蔽日而至、止帝東園、集楮樹食竹實、沒身不去、詩大雅卷阿曰、鳳凰至于彼高岡梧桐生矣云々、白氏文集曰(答桐花詩中)爲君長高枝鳳凰止頭鳴、一鳴君萬歲壽如山不傾、再鳴萬人泰々階爲之乎、韻府曰、麒麟、麴身馬足、牛尾一角、角端有肉、高丈二、五蹄、牝曰麟、雄鳴曰游聖、雄鳴曰歸昌、黃帝時在圃、成康時在于郊薮、昌黎文集獲麟云、出必有聖人在于位、麟爲聖人出、聖人者必知麟、麟之果不爲祥也、傍抄云、麴塵、天子常着御、稱黃檜染、文、竹桐鳳凰麒麟、天養二十一期旦旬、主上黃檜染御袍、躡園御下襲、黑御半臂、浮線綾表御袴、筆談曰、中國衣服、自北齊已來、全用朝服、窄袖緋綠、唐正觀時猶爾、開元之後稍廢轉矣、通典曰、宇文獲、始袍加下襴、逐日爲後制、今公服也、西三條裝束抄云、麴塵、文桐竹鳳凰天子常に召す、黃檜染と稱す、延長に大原野、永保に大井川等の行幸に臣下も着用す、是を染むるには、綾一疋に、苳安草大九十六斤、紫草六斤、灰三十石、薪八百四十斤、官職浮沈或問、云、黃檜染、麴塵、各別之事、或問、傍抄といへる裝束抄に、麴塵天子常に着御、黃檜染と稱すと見えたり、又一説に、麴塵、黃檜染は別色にして、麴塵青色は、一物二名のよし也、いつれをもつて



よしとするや、答曰、凡黄檀染は、天皇の位服にして、御在位の外、着御の例なし、其染式延喜式にみえたり、又麴塵、其名傳はりてふるし、周禮外記等にみえたり、蓋縫殿寮式に、青白椽とわげられたる是也、又青色とも、或は山鳩色とも稱して、物多名の物なり、是天子褻の服御にして、上皇も着御、皇太子、親王以下、王臣も着例不違舉、然れば、麴塵を青色と稱する物は、可にして、麴塵を黄檀染と稱する物は、傍抄の誤りと覺ゆるなり、其意謂わらん、或記云、黄檀染一物、是所謂傍抄の誤なり、麴塵、青色、山鳩色、魚陵一物なり、其證、江次第第六云、石清水臨時祭、御袂出御、黄檀御袍、御麴塵御袍、舞事出御青色不改、又後二條關白記、胡曹抄、源氏諸抄云、以麴塵號青色、文容云、染色、海松茶ノハゲタルヤウナリ、御紋、桐竹鳳凰麒麟、御袖ノ下リニッ宛、前後四ッ、御身前後共ニ四ッ宛、襦ニ八ッ、圖式、御袖身襦合二十四付也、主上御束帶具抄ニ、裏平絹、花田染、菱薄物無裏、

同麴塵御袍並青色

延喜縫殿式、青白椽綾一匹、(綿緇、絲紬、東施亦同)刈安草大九十六斤、紫草六斤、灰三石、薪八百四十斤、帛一匹、刈安草大七十二斤、紫草四斤、灰二石、薪六百六十斤、

西宮記曰、青色、帝王、及公卿以下、侍臣隨便服之、(非藏人、用無文)、行幸、無位東堅者、用藎衣青色等、故實新叙五位已上輩、若舊袍云云、禁秘御抄云、青色(文同、黄檀)臨時祭、庭座、賭弓、々場始等、被用之、又朝現行幸後、出御之時、或被用之、山枕記曰、治承四年二月五日丁亥、陰晴不定、(中略)讓位後日、新帝朝親舊主不着黄檀染、若御青色袍云云、或記云、麴塵御紋、御身袖二十四付ル、裝束深秘抄云、麴塵袍、綾御紋、黄檀染ト同シ、或ハ又唐草ニ鳥等、俗ニ山鳩色ナド云フ、此事ナルベシ、或記云、青色、本名麴塵、是名稱、古ク禮記ニモミエタリ、又延喜縫殿式ニ、青白椽トイヘル是ナリ、青色ハ其略名ナル歟、或記云、又傍抄に、麴塵、黄檀染、同物のやうに載せられた

るは、甚あやまり也、ひとせ、野宮卿と、恐ながら是を論じて、後二條關白記、江次第、雲圖抄等已下をもて、一物にあらざる事を申あきらめし、是普く人のしれる所なり、卿も、我も盛なりし比なれば、つゝのりて、よしなき事を論し、己に不興となりたる事をくやしき、夫黄檀染をば、弘仁以來、天子の正服として、上皇といへども、着御の例なし、故に、天皇の服御に、位色とある是なり、抑麴塵は、天皇褻の御袍なるが故に、極臍これを申し下して、常に着用あり、こゝをもて、心に任せて着たる青色姿など、云ふに、但主上着御の日には、着せず、と侍中群要に見えたり、異なるはれには、極臍に不限、第二の職以下、難しきまでも給はりて、着用の例あり、又天皇、皇太子はもとより、親主、公卿、侍臣六位已上、野の行幸の時、なべて着用の古例多しと、文容云、麴塵關腋(號山鳩色)、又青色四丈五尺、幅一尺二寸者、經蕪黄緯黄、紋緯糸にて付くる、浮線綾練糸、裏平絹、色蕪黄同表歟、高倉家説云、麴塵の御袍、賭弓、賀茂臨時祭、弓場始、三度ならではめさず、當代は三度節會無之、此時は、御文桐竹鳳凰也、是上の御文なり、今は尾長鳥と唐草を付く、地下へ下さるゝは是也、此御袍、御上めさせらるゝやしらす、極臍へ拜領之爲計に調ふるか、可考、餘の御服は、黄檀染なり、極臍拜領之麴塵は、御めしの文を付る事決て無之、新に麴塵にして、御文は、付かず、色斗也、海人藻芥云、麴塵袍、帝王御衣也、但殿上六位中一薦、稱極臍人着之、自帝王已下給儀云云、親王同被用申給儀也、西三條裝束抄云、青色文同黄檀染、是天子の御袍也、臨時祭、舞御覽、庭座、賭弓、又は弓場始などの晴の時召す、青白椽と稱する是也、又臣下着用之例、遊遁に見えたり、但藏人は着せず、所の雜色、御袂前胚の日着するは、拜領の由也、染むるには、綾一疋に、刈安草以下、上の麴塵の下の勻と同じ、裝束圖式云、麴塵御袍、御紋黄檀染と同し、或は又唐草に鳥等、上皇モ着御シ給フ、夏ハ生冬ハ練、裏ハ平絹、色ハ表ニ同シ、染之綾一疋に、刈安草大九十六斤、紫草六斤、灰三石、薪八百四十斤、或又山鳩色ナド云フモ、麴塵ノコトナルベ



シ、臣下着用希有ノ例也、藏人着スルハ、拜領ナレバ格別ノ儀也、  
 傍抄云、青色、天皇着御、文同黃植染、臨時祭次度出御、着御青色(按、御下襲也)藏人着之、所經色、御禊前駐、着之、  
 拜領之由歟、藏人被聽禁色之時、着御衣等、其意也、仍件色相傳古物云々、  
 裝束温故抄云、麴塵の御袍、是も天子の御袍なり、青色とも、青白のつるばみともいへるなり、極臍に、此御袍を  
 下し給ふによつて、常に着用する也、俗に山鳩色といへるも、此事なるべし、枕草子に、六位藏人こそ、なほめで  
 たけれ、いみじき公達なれども、えしもさ給はぬにや、織物を心にまかせてきたる、青色姿などいともめでたきと  
 侍る、地もんの事、青色は、うさ織物、文はたんに尾長鳥、經は青、緯黄、裏蘇芳、さくぢんとも云ふなり、と永行卿  
 の抄にみゆ侍る、排花葉には、文竹桐鳳凰と有り、此御袍は、賭弓、臨時の祭、庭坐、朝觀後の出御に着御の由な  
 り、まれ〜に臣下着用の例もみえたり、文容云、麴塵、四丈五尺、幅一尺二寸五分、經萌黄、紋緯ノ糸ニテ付、浮  
 文練文練系裏平絹、色萌黄、胡曹抄云、麴塵號青色、文竹桐鳳凰、賭弓、臨時祭、庭坐、五月競馬等用之也、裝  
 束雜事抄云、青色袍、練浮織物、文牡丹に尾長鳥、たて青ぬき黄、裏蘇芳、夏は裏をとりて着す、夏冬同物也、麴塵袍  
 とも云也、此青色は、殿上人、六位の藏人一臍必着之、晴の時は三人迄、着して、路次供奉、庭上迄參内す、堂上は、  
 一人ならでは着せず、院已下、諸第へ參る事、子細なし、又一臍藏人、公方御袍、(黃植染)をも下されて、細々に着  
 用之、裝束雜事抄云、此御袍をば、公方の御束帶の日は着せず、私の青色を着す、又臨時祭、庭座の時は、私の青  
 色も着せず、位袍を着す、是公方青色を着御の故也、  
 文傍推談云、青色袍に、山鳩、山吹、唐草の文の事、青色御袍、本名青白椽、或號麴塵なり、いま人は、此青色にも、桐  
 竹鳳凰を用ひ給ひし也、後世事によりて、公卿侍從に給ひ、或は極臍及第二第三の藏人に給ふなれば、是により

て、山鳩に、(俗に尾長鳥といふ)山吹、唐草を用ひらるゝ歟、また山鳩に、忠孝候のいはれあるによりてか、猶たつ  
 のべし、禮記月令、季春月、天子、薦麴衣干先帝、注曰、麴衣、衣色如麴花黄也、又黄桑之服者、色如麴塵、象桑葉始  
 生之色也云々、麴塵(青色、青白椽、山鳩色、魚綾)、文同黃植染、或又唐草鳥、朱云、近代文、牡丹唐草尾長鳥、二  
 條有職抄同文、博物志卷第七、(異聞)曰、故大尉常山張頌、爲梁相、天新雨、後有鳥如山鳩、飛朝近地、市人擲  
 之、稍下隨、民爭取之、即爲一圓石、言懸府頌令植破之、得一金印文曰、忠孝侯印、額表上之、藏於官庫、或記云、  
 青色、天子、上皇、親王、諸臣、童殿上着之、(西宮記云、非藏人用無文云々)或云、青色ハ、冬モ夏モ、唐綾浮線綾云  
 々、仰登車官官藏人、必着青色、主上着御之日、藏人不着之、吏部王記、天慶四八廿四、源爲明、加元服、源氏□在  
 孫庇、麴塵袍、結髻、或抄云、麴塵、青色ノ事云々、是考、麴塵青色無差別歟、猶可尋決之、但元三正六二内宴、公  
 卿皆着青色關腋也、頭中將(公光、信賴)共青色袍、左少將成憲、青色關腋、又文地下無文青色云々、花鳥余情云、  
 主上ハ、赤色の御袍を着御し給ふ、其外は、親王公卿已下、皆青色の關腋を着る、下かさねはぬび染なり、是は鷹つ  
 かはぬ人々の出立と云ふ也、

賭弓前後方青色着御例

西宮記云、應和二年三月廿日、有殿上賭弓事、前方、麴塵袍、櫻下襲、馬臍帶、後方、同袍、躑躅色下襲、斑犀帶云々、

朝觀行幸上皇御袍色事

世俗淺深秘抄云、上皇、朝觀行幸時者、着青色袍、是殊刷時事也、其時、六位之青色袍不着之、路頭者無妨、

太上天皇青色着御例

治承四年二月五日、讓位後日、新帝朝觀行幸之日、舊主青色着御、胡曹抄、太上天皇條下云、麴塵御袍、隨便服之、



親王及侍臣以上着例

扶桑略記第廿四曰、延長六年十二月五日、行幸大原野、鷹狩遣遙云々、親王、公卿、及侍臣、六位以上、着麴塵袍、諸衛官人、着襦衣、腹卷、行膝、(重明親王見記略) 胡曹抄云皇太子青色袍、

公卿侍臣及舞人青色着例

百練抄云、承保二年十月廿四、大井川御幸、太上天皇、皇太子、親王、公卿、侍臣着例多、又殿上舞人着之事、青海波之時、二人着麴塵袍、

臣下青色着例

侍中群要云、麴塵袍、除節會、并主上着御日之外、可然榻所必着之云云、依下襲裏替、(朱云、大嘗會、齋王群行、奉幣使發遣之日、神今食、荷前幣之時、着御) 西宮記曰、踏歌供奉、着無文麴塵、關腋、白下襲、半臂、白帶深履、扇、綿花白枝高巾子、言吹振、六位以綿裏(近代不裏) 中右記曰、永長九年三月廿四日、今日、御覽臨時殿上賭弓云々、六位藏人射手二人、着青色袍、并熟線綾袴、云々、 江次第加茂祭、禁中儀、御禊日、雜色所乘等、白重、巡方帶、淡紫束、淺沓也、祭日、覽前駟、同禊日、若有青色不具之前駟者、先參入付藏人、奏此由、有仰召藏人、青色給之、今日二藍下重、丸袴帶、鼻切沓云々、

麴塵極臈着例

源氏行幸卷云、青色のうへのさぬ、えびぞめの下重を、殿上人、五位六位まできたり、岷江入楚云、あを色は、麴塵なり、一日晴には必着するなり、今の六位藏人、極臈の着する袍是也、かやうの時、主上にはあか色を着御し給ふなり、河海抄云、一日之鷹飼、晴儀、諸臣着麴塵袍、野行幸時、左方鶴飼、着赤白椶地摺衣、右方鶴飼、着青白椶地色摺衣之由、競狩記に見えたり、李部王記云、延長六年大原野行幸、其裝束御赤色袍、親王、公卿、殿上侍臣、六位以上、着麴塵袍、今案、主上赤色御袍ヲ着給、其外親王公卿以下は、皆青色關腋ノ袍、下襲ハ蒲萄染色、是ハ鷹ヲッカハヌ人ノ出立ヲ云フナリ、 禁裏御裝束記云、第一藏人極臈は、青色物なり、晴の時、第二臈も着なり、山吹唐草に山雀なり、是を麴塵の袍と云ふ、枕草子めでたきものといへる段に云ふ、六位藏人こそなほめでたけれ、いみじき君達なれども、えしも給はぬ、あや織物を、心にまかせてきたる、青いろ姿などいとめでたき、 撮要抄云、義按、青色は、青白の椶といへる略名にして、もと麴塵の別名なり、それ麴塵の名は、禮記の月令の注に出でたり、又延喜殿寮式に、青白椶と載せられたる是なり、又山鳩色魚綾、(或本作龍)などいへるも、紫さぬの事なり、或人曰、魚綾とは、天皇の御料といへる心なるべし、しかるを、ぎよれうと名目すべきがために、魚綾の字を用ひるにや、只魚綾といひて心ゆかぬ儀なり、名目につきて、文字をかふる事例あり、畢竟山鳩色、魚綾などいへるは、古き俗の名目なるべしと、依名目、替文字之類、熟線綾、裝束諸抄云縮線綾、

天皇帛御袍

日本紀略曰、弘仁十年正月甲戌朔、詔曰、其服色、大小諸神事、及季冬奉幣諸陵、則用白衣、元正受朝賀、則用袞冕十二章、朔日受朝日聽政、受蕃國使表、奉幣及大小諸會、則用黃植染衣、押小路内府公忠公、年中行事同說、 江次第曰、齋王群行之時、御裝束注云、先例、御大内之時者、著給帛御衣、 江次第云、近例、脱帛御衣之袍、下襲等、令着祭服給、至表袴以下、不改給、御幘、令曳廻御巾子給、必不曳廻御額、幼帝無供幘之儀、齋宮群行上同(但他畢)祈年殺、近例主上冠直衣、 江次第、新嘗會戌一點、天皇御南殿、着帛御衣無文純方帶(朱云、廻立殿行幸、奉幣使發遣、齋宮群行之日召之、着御具、如胡曹抄) 禁秘抄云奉幣發遣時、帛御裝



束也、御冠、御帶、無文也、或冠被通用、只時、又自他所行幸之時、赤大口不改、他皆帛御裝束、一説也、和名抄繪布類云、帛說文云、帛、薄縹也、蒲角反、俗波久乃岐奴、薄縹也、時珍曰、紫絲所織、長狹如巾、故字從帛、厚者曰縹、雙絲者曰縹、後人以染糸造之云々、唯心院裝束抄云、主上帛御服之事云、御袍、(冬裏者白平絹、夏無裏、或練を用ひ給ふ) 飭抄云、帛、天子令從神事御之時、着御、天養元年九八、齋宮群行宸儀、召改白裝束、白御裝束着御之事、御大内之時、一度召御裝束、行幸里第之時、先令着御、尋常御裝束、於小安殿召改白御裝束、仁安二十一二十一、自廻立殿、移御神殿、主上着御帛御裝束、無文玉巡方御帶、(其舛甚少シ、自院被献之了) 胡曹抄云、帛御服、(神事時着御、夏生、冬練張) 西三條裝束抄云、帛、夏生、冬練張、天子御神事の時に召す、廻立殿行幸、奉幣使發遣、齋宮群行等の日、着御のよしなり、禁裏御裝束記云、主上帛御服條下云、御袍、冬裏表白平絹、夏無裏、裝束深秘抄云、帛御袍、夏白生、冬裏表白、練平絹也、裝束圖式云、帛ノ御袍御神事ノ御袍ナリ、夏ハ白キ生、冬ハ裏表白キ練ノ平絹ナリ、文飭推談云、帛御衣とは、白キ無文の絹を云ふ、然るに、嵯峨天皇の、弘仁元年正月詔して、大小の神事には、帛の御衣、其外諸會には、黃檳染の御袍を、用ひ給ふよしみわたり、衣服令、制服條曰、凡服色白黃丹、集解釋曰、我朝以白色(青色貴歟)爲天皇服也、聖德令集解云、釋云、帛衣白練衣也、除帛衣者、我朝以白色爲貴色、天皇服也、穴云、帛衣、舊古之代屬意稱白衣、但今可求帛字訓、高倉家傳云、帛御裝束全練練也、袍の通りの裁縫にて、白キ一重也、或抄云、一帛御衣、紋各替三領裏ハツキ、一錦御衣五窠小窠、裏緋紅、一羅御衣、紫紋、色々繪様、一錦口御被額、錦三窠、散花、御裏口縹緋、一浮織物御被、紅紫、顯文紗、窠紋の綾、裏(紅標文綾) 一御宿衣、赤白厚錦、御

紋色々、裏紅綾縹文、一生紅縹、御裏緋遠菱、一錦御神服、額縹五色、唐錦、紋茶薇色々、一紅精好御袴、兩面、紅板引、ハツキ糸飭御引 一腰、一襲、面同織物、白張、文裏遠菱(濃打の綾)一相、面緋縹文織物裏紅ハツキ、一半臂生、文白、緋織物、裏紅打綾、一御單、牡丹織物、御紋 一御襦、一唐衣、羅物、織物、御繪様、一淨衣、生平絹(結生平絹、帶生平絹)或ヨリ結量形、并少年之人用之、衣(紅梅蘇芳、隨時節用之)萌木、生單、夏用之歟、生衣、

帛御服具

内藏寮調献之御寸法、つねの御裝束に同じ、御童躰の時、御袍御わきあけなり

冬方

御袍、御半臂、御襦、忘緒、御下襲、御相、單、已上白平絹練、無裏ひとへ成べし、御表袴、(面白平絹練、裏薄紅平絹練)御大口、(白平絹練) 御襪、(半練)御楡扇(白有金物、無置物)御石帶、(無文玉巡方) 御袍以下、自六冬同皆、白生平絹、御表袴、(面白生平絹、裏薄紅生) 已上着御の様、つねの御束帶に同じ、唯心院裝束抄云、御冠(垂纓)御袍(冬裏表白平絹)(夏無裏、或練用ひ給ふ)御下襲(冬裏表平絹、夏無裏) 御袍右同、御單白平絹、御石帶(有文巡方)表御袴(裏表白平絹、夏冬通用)下御大口(右に同じ)御笏、御楡扇、色蘇芳、御襪(白平絹) 御草鞋(赤地金襴) 白綾御衣

源氏須磨卷云、しるきわやの、なよ、かなる、しをん色など、河海抄に云ふ、白綾の御衣に、紫花色の指貫歟、こまやかなる直衣とは、色のこきなり、紫苑色は、面薄紫、うらもほぎ也、花鳥餘情云、白綾の御衣に、紫苑色の指貫、とのせられたり、さも有りぬべし、又紫苑いろもおなじと、御衣の色ともいはんに、相違有べからず、さぬには、色々



をかさねてさる故也、こまやかなる御直衣は、夏の直衣、地は平絹の無文にてもわれ、色は紫花田、年齢によりて用ふる也、花田ならば、色のこまさを、こまやかなりといふべし

むもんの御衣

源氏葵卷云、むもんのうへの御衣に、にび色の御下重、えいまさ給へる、花鳥餘情云、無文の袍、夏敷、冬平絹、色は常のごとし、

恩賜の御衣

源氏須磨卷云、天子の御恩に、たまはりし御衣といふ心也、河海抄云、去年今夜待清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香、是聖廟宰府にて、去年九月九日の宴に、秀逸の詩を作り給ひて、勅祿に、御衣を給はりしを、隨身して下り給ひて、思ひ出て作り給へる詩なり、源氏も、其ごとく、御衣を給はり給ひし事あるらん、これをおぼし出たるなり、

太上天皇赤色御袍

延善縫殿式云、赤白椽一匹、(綿袖、絲袖、東繩亦同)黄檀大九十斤、灰三石、茜大七斤、薪七百廿斤、帛一匹、黄檀大七十斤、茜大五斤、灰二石、薪六百斤、延喜彈正式云、凡赤白椽袍、聽參議已上着用之、西宮記云、近代關腋、ヨシ見ニ侍ル、口口舜視棄天下、猶棄傲跽也、後照念院裝束抄云、(着此袍之時、可爲染下襲也、寛治、表袴同被染之、具見代々之記、)代々令着給例、御堂(道長)寛弘二年三月八日、中宮大原野行啓、(御年四十一)寛仁二年十月廿二日(御年五十二)、上東門院行幸、(東三條行幸之時、法興院殿、又如此云々)京極大殿、承暦三年十一月廿七日、大原野行啓(御年卅八)寛治二年正月十九日、行幸(御年四十七)袍織物、知足院殿、天仁二年九月六日、高陽

院競馬行幸(御年三十二)袍織物、月輪、建久五年三月十六日、中宮大原野行啓(御年四十五)袍唐後、岡屋殿、建長二年十月朝觀行幸、彼時、岡屋御記曰、文立沸雲如常、裏蘇芳、用赤色袍之時、先例多用織物、雖然綾又有例、其色頗赤非紫色、彼時袍切如是、建長二、岡御記曰、赤色袍、不限執柄臣、第一上卿可着之由、見西宮記文、今度袍用綾事、保元平治等、内宴之時、法性寺殿、六條殿如此、關腋刷日猶如此、其上六條殿、雖若齡用之給、況於衰翁哉、表袴如此之時可用浮文、雖然衰老之間、用綾、且又非無例、保元、法性寺殿如斯、准被此例所着用之也、北山抄云、赤椽關腋、西宮抄云、近代關腋、ヨシ見侍ル云々、傍抄云、赤色、太上天皇着御之、保元四、朝觀着御赤色御袍、長寛元、朝觀、今年不御赤色着御椽云々、今案、先院脱履之始、神社御幸、朝觀等、胡曹抄云、太上天皇赤色御袍(尋常服之)西三條裝束抄云、赤色、太上天皇御袍赤白の椽と稱す、大治朝觀、建久に入幡等の行幸に召、時により天子も召、内宴賭弓の日例有り、又攝政關白も、是を着する輩、宇治頼通、京極師實等、皆是着用す、但松殿(菩提院關白基房)の口傳に、赤色を着するは故實にあらずしみえたり、北山抄(大納言公任撰)に、赤色の椽關腋の由しるす、西宮抄、延喜帝御子、西宮左大臣高明撰に、近代縫腋の由たり、是を染むるに、綾一疋に、黄檀大九十斤、灰三石、茜七斤、薪七百二十斤也、裝束圖式云、太上天皇、御袍火色御綾、窠中竹桐、或菊唐草、窠中八葉菊也、縫様、或關腋、或縫腋、然共近代縫腋歟由見及候、夏は生、冬は練、染之綾一匹、黄檀大九十斤、灰三石、茜大七斤、薪七百二十斤也、赤色は、上皇尋常着御シ玉フ、主上モ着御給也、白椽ナド號スルモ、赤色ノ事也、或記云、紋窠中ニ竹桐或菊唐草、窠中ニ八葉菊也、裝束深秘抄云、太上天皇御袍、赤色御綾袍、御紋窠中ニ竹桐、或菊唐草、窠中ニ八葉ノ菊也、主上ニモ着御シ玉フ、裝束温故抄云、赤色の御袍、赤白椽ともいへり、太上天皇着御なり、御紋窠の中に竹桐或は唐草、窠の中に八葉の菊など也、内宴賭弓の日など、主上も着御のためしあり、又臣下も、宇治、京極、御堂等、



着用の例侍るにや、但松殿の口傳に、是を着るには故實あるよしみゆたり、北山抄に、闕腋のよし、西宮抄には、縫腋のよし、裝束拾要抄、太上天皇、赤色御袍條下云、(中略)椽着御ナリ、或説ニ、天子モ内宴賭弓等日例アリ、又攝政關白モ着例有之、或ハ闕腋ニ用ヒ或ハ縫腋ニ用ヒシ事、時代ニヨリテ替ル歟、花鳥餘情、白椽に二色あり春は青いろ、秋はわかいろ也、ともにつるはみは入れざるに、此名得たるは、いと心得ぬ事なり、源氏乙女巻云、人々みなわを色にさくらがさねをさ給ひ、みかどは、あか色の御をたてまつりたる、ねどもめしてまむり給ふ、おなじ赤色をさ給へれば、河海抄云、保元内宴日、有沙汰、法性寺關白、被着赤色袍之由見、松殿記、櫻下襲事、面は普通也、裏櫻也、八幡臨時祭日、主上、令着櫻下襲、同半臂ヲ着給、或又晴ノ御行ナドモ、春公卿着樺櫻色、其時主上、令着赤色御袍給、又第一同着之、漢代曆、大唐景雲三十年壬子正月五日、内外武官各加階、及天下老人、與判授官、年九十已上老、與緋袍牙笏、西宮記云、内宴日、臣下皆麴塵、主上服御赤色、而第一上卿服同色之袍、是又例也、有雜例之中、故貞信公、並小野宮大臣、度々着赤色、但延喜之間、國經大納言、時々着赤色云々、黃楸染ト云ハ、地赤キ文黒袍也、

花鳥餘情云、内宴、主上并第一公卿、着赤色、又殿上賭弓如此、秘抄云、あを色は、麴塵なり、ねなじあか色とは、かやうの晴の日は、第一の公卿は、主上と同じ色を着するなり、弄花抄云、青色は、麴塵とも號す、今も極簡のさたる袍なり、赤色は、あかねにて染むる也、青色よりはたかさ色なり、赤色の御をとは、うへのきぬの事なり、花鳥餘情云、延長四年十月、大井川行幸ニモ、昌泰元年、交野行幸ニモ、赤色ヲ着御アリシ也、諸臣必ス青色ノ袍ヲ着スル事ナリ、但第一公卿ハ、主上ト同赤色ヲ着スルコトアリ、白河院、承保ノ大井川行幸ニモ、昌泰元年片野行幸ニモ、赤色ヲ着御有シ也、諸臣ハ、必ス青色ノ袍ヲ着スル事ナリ、但第一公卿ハ、主上ト同シク、赤色ヲ着ル事

有、白河院承保ノ大井川行幸ニ、京極殿關白ニテ、赤色袍、唐綿袴ヲ着給フ、此外内宴ニハ、法性寺關白、赤色ヲ着シ侍リ、此行幸ニ源氏のオト、參リ玉ハ、赤色ヲ着給フベキナリ

天皇皇太子着御及親王臣下着例

西宮記云、赤色、主上及王卿、内宴時服之、李部王記云、内宴日、主上、御赤白椽歛腋袍、及靴、王公侍臣、着赤白椽歛腋袍、魚袋、傍劔、靴等、但非參議、不服綾袍、侍臣、武官者、帶劔、文人服同綾腋云々、或記云、保元三年内宴日、法性寺關白忠通者、赤色袍、馬腦石帶、胡曹抄云、天皇、袍赤色、袍(内宴着御唐生綾云々) 西宮記云、赤色、主上及一上卿、内宴時服、花鳥餘情云、延長六年に、主上赤色を着御、延長四年十月大井川行幸にも、昌泰元年片野行幸にも、赤色着御有し也、諸臣必青色の袍を着する事なり、但第一公卿は、主上と同じく赤色を着する事あり松殿口傳云、赤色を着するは、故實あるよし見えたり、或記云、袍綾文窠中菊、親王ノ着用也(伏見院殿着之上皇ハ、唐草菊、窠中八葉菊者似之、亦無唐草者着御色黒、正誼云、窠中菊、源本ニモ如此形故、コレヲ存シテ不改然レトモ、此ハ八葉菊ナリ、改ムルヲヨシトス、故ニ一人ヲ改可令考、禁裏御裝束記云、院中御東帶條下、御袍黒し、御紋、菊の輪の紋所に有るなり、夏はうすもの、

同紫御袍

男裝束抄云、院中紫御袍(神社御幸、又ハ晴ノ時ニメサル、ナリ)クロキ御袍(ツキノゴトシ、御紋キリナリ)

皇太子黃丹

衣服令云、皇太子、禮服黃丹衣、延喜縫殿式云、綾一疋、紅花大十斤八兩、支子一斗二升、酢一斗、麩五升、蕨四圍、薪一百八十斤、准生木所定、餘皆准此、胡曹抄云、皇太子、黃丹闕腋袍、(童時) 若菜下、花鳥餘情云、青丹は、濃



青に黄をさしたるなり、万葉集に、あをによしならといへり、むかしは所の土、あをくふかゝりけるにて、土器をつくりそめけるより、いひそめたるなり、うつば物語云、春日祭、しもつかへは、あをに柳かさねたりと云々、或記云、黄丹者、以紅花支子酢鉄交染、禁裏御裝束記云、東宮御束帶、童躰之時闕腋也、御元服之後縫腋にす、

同赤色

胡曹抄云、皇太子、赤色闕腋(童躰、花形丸、中有唐鳥、裏敷冬) 同抄云、同赤色縫腋袍、太子元服之後、禁裏御裝束記云、東宮御束帶、闕腋御袍、地綾、窠の内鴛鴦也、色茜、裏平絹、朽葉板引裏付なり、

親王黄衣御袍

衣服令云、無位黄袍、義解、謂裁體制一如朝服、 衣服令、制服條下云、无位黄袍、家人婢椽墨衣、 延喜縫殿式云、淺黄一匹、刈安草大三斤八兩、灰一斗二升、游三十斤、帛一匹、刈安草大二斤、 台記云、久安六十二大、一日癸卯傳聞、今日、重仁親王加元服、被用黄袍、如余所奏、右大臣加冠、親王叙三品云々、依美福門院所養也、 續日本紀元明天皇、和銅五年閏十二月辛丑、制、無位朝服、自今以後著襦黄衣、 西宮記云、黄衣、無品親王、孫王(稜源氏)及良家子孫、弱冠者着之、公卿子孫、候殿上、無官時用黄衣、 胡曹抄云、親王淺黄袍(黄浮線綾) 飭抄云、淺黄親王着御、 保延五、或秘記曰、雅仁親王元服、諸師等相談曰、無品親王着黄衣、或曰謂之淺黄專不分明、宗能卿曰、是黄色之薄也、予曰、或記曰、親王着黄衣、註曰、共淺黄也、世稱之黄衣、 或記曰、着綠袍云々、以之推之、猶淺黄色歟(指貫躰也)宗能卿曰、淺黄者是心裏之色也、豈可用哉、余人更不口入、予更雖存無其謂之由、更不出口外、歸亭、後勘日記、長和二年三月廿三日、行成記曰、新冠兩王着黄衣、(共淺黄色也、稱之黄衣) 寛治元六二、御曆曰、着綠表衣給云々、改着男御裝束、綠御袍淺黄也、世稱之黄衣、面小葵、綾練之裏、同色平絹、同練張之、有文御帶、伴御裝束、

自此前、待賢門院被調進也、久安六十三、新大納言、傳法皇詔曰、重仁親王、元服夜袍色如何、其意趣、宜裁狀奏聞者、報狀曰、無品親王、黄衣之由、見西官抄、(臨時中)又縫殿寮式有所見、(淺黄即薄黄由也)可用薄黄也、 通方案元年、六條宮元服之時、袍色有御沙汰、薄女郎花色也、有黄氣者、

西三條裝束抄云、黄衣文小葵、儲君以下無品親王の袍、又西宮抄に、毎品の親王、孫王、源氏の公卿子孫等、昇殿をゆりて、無位の程是を着するとみえたり、此袍の色、古今沙汰有之、縫殿寮式、薄淺黄、西宮抄、薄淺黄、京極大閤、中御門右府(宗忠)等の記綠色、行成記に、黄衣は淺黄色也、世に黄衣と稱すとかけり、 保延五十二廿七、雅仁親王元服の時、淺黄、是黄の薄色也、とあるし侍也、 男裝束抄云、親王家御袍色(淺黄縫腋、オモテアヤ、御モン雲ニツル、色オナジヒラギヌ)縫殿寮式云、淺黄、 西宮記云、淺黄、長和行成卿記云、黄薄色、世稱黄衣云々、

朝隆記云、保延、御袍(アサキ)御袍、又今ハ、クロキムラサキ御袍ヲモネサル、カ、 裝束深秘抄云、親王御袍、淺黄綾、紋葵、或黄衣ハ稱、薄淺黄綠色ナド云、此事、花鳥餘情云、延喜縫殿式云、無位淺黄也、これによりて、長和二年三月廿三日の、行成記に曰、新冠兩王、着黄衣、注に、共淺黄也、世稱之黄衣、權記のころ、縫殿式の淺黄を、緑の色に會釋して、世に是を黄衣と稱す、と詞を殘し侍りしか有しより此かた、無品親王の服、或緑の袍を用ふる時あり、縫殿式の淺帯に、この心あり、淺き黄とよむ時は、令文の黄袍と相違なき也、あざとよめば、緑の色ときこゆ、權記の心なり、 裝束温故抄云、黄衣は、は無品親王の袍なり、高明公の説に、無品親王、孫王、源氏、公卿の子孫等、仙籍をゆりて、未無位の程着すと見たり、此袍の色、古今沙汰あり、縫殿寮式の所の所見は淺黄、通方卿の抄に、うすをみなへし色とぞ、おもてねり、裏平絹、紋浮線綾、元服の後に葵なり、令にも、無位は黄衣とみえたり、續世繼、はらゝの御子の巻に曰はく、色なども、尋ね侍らぬをりゝも侍るとかや、位おはしまさぬほど



は、淺黄と記日に侍るなるは、青き色か、黄なるか、おぼつかなくて、花園の大臣に尋ね奉りけるも、をさなくて覺え給はぬよし申し玉ふと聞く、一の宮の御元服のは、黄なるを奉りけるなるべし、位まだむさせ給はねば、黄なる衣にそ、まことにおはしますらん、無位の人、黄袍なるべければ、小野たかむらが、隱岐より歸りて作りたる詩にも、こふ君菊を愛せば、我をみるべし、白き事はかうべにあり、黄なる事は衣にあり、など聞え侍りし、神の社の黄かり衣なども、位なきうへの衣のこゝろなるへし、裝束圖式云、親王御袍、淺黄紋小葵、染之、綾一疋ニ、刈安草大三斤、灰一斗二升、薪三十斤也、或黄衣トモ稱ス、薄淺黄綠色ナド云フモ、皆此事也、黄衣ハ無位ノ服ナレバ、無品親王者シ給フ、淺黄ハ心裏ノ服ナレバ、用フベキニ非ズナド沙汰シ給フ、其色ハ淺黄ナルベシ、是ヲ黄衣ト云フ云ヘ、サシテ黄ナルニテ云フニモアラズ、又所ニヨリ、黄勝女郎花色ニナドソマレドモ、黄ニ染ムルトニハ非ズ、表練、裏平絹也、或又紋浮線綾、元服ノ綾小葵ト云々

官職浮説、或問云、無品親王、令着黄袍、不審事、或問、無品親王黄袍を着し給ふ事、西宮記云、黄衣、無品親王、孫王、綾、源氏及良家子孫、弱冠者着之、公卿子孫、候殿上無官時、用黄衣、或記曰、行成記云、新冠兩親王(敦儀敦平)着黄衣(其儀黄色也、稱之黄衣) 台記曰、久安六年十月廿三日、新大納言、傳法皇詔曰、重仁親王、元服衣袍如何、其意趣、宜載狀奏聞者、報狀曰、無品親王黄衣之由見西宮抄、(臨時部) 又縫殿寮式有所見(淺黄即薄黄ノ由ナリ)可用薄黄色者、十二月大一日(癸卯)傳聞、今日重仁親王加元服、被用黄袍、如余所奏云々、 世俗淺深秘抄曰、無品親王、色薄黄與淺黄、先賢異儀區也、或又紫云々、倩案此事、猶可爲薄黄、但聊可有青氣、行成卿記、猶注黄色之由、就件記、猶執淺黄由輩、中古多之、然而爲黄色也、攝錄家輩記曰、多注淺黄之由云々、如彈正式者、可爲紫之由注之、然而端ニ注、無品親王更又親王着紫云々、所謂此親王、四品以上親王也、或昔曰、説者云、親王者四

品以上也、無品者有別式云々、以此文案之、彈正式、親王以上之事也、雖載無品、不注袍色、是彈正式者、爲亂斷從政者、可違失式也、然問無品親王、不出仕公事、仍親王色四位以上注也、所注彈正式文如此、凡無品親王、諸王、内親王、女王等衣服色、親王着紫、以下孫王准五位、諸王准六位、(其服色着用繡)就此文存紫由輩、非無其謂、然而以令文案之、曰猶可爲紫者、有相違者也、 衣服令曰、親王、諸王、諸臣、一位以上、并深紫衣、三位以上淺紫衣云々、其以下至五位緋衣也、何雖親王、無位人可着紫哉、就中無位衣黄云々、(注無位)取注曰(庶人服制又同也云々)然者、在親王同此中之條勿論歟と見たり、此外、傍抄以下、着例をわけられたる諸記多し、是又皆品と位とわかたざる様にみえたり、如何、答曰、令格式等の所見、無品親王、黄袍を着し給ふ文を去らず、夫衣服令に、無位黄衣とわけられたるは、是文位なき勳位の人、文位の中に行立の次に、あげられたるやうに見たり、何ぞ是をして、無品親王に、黄袍の證とはいひがたし、按に、無品親王は、仕官にあらざる故に、于時服制なし、且令條元より、親王諸臣、其差別有りて、必しも品と位と一説ならず、委は上の或問にざるしぬ、但書、延喜彈正式曰、凡無品親王、諸王、内親王、女王等、衣服色、親王者紫、以下孫王准五位、諸王准六位(其服色着用繡)とみたり、以下の孫王とは、二世の無位也、且諸王とは、三世以下の無位と聞たり、然れば無品親王も、亦必紫の袍を着し玉ふべきか、恐らくは、西宮記、無品と云と、無位と云ふを不論して、なべて黄衣をさるさまひるもの、是推量附會の御説にあらざるや、夫より以降、世々の家説、皆そのあやまりを傳へ給ひぬる歟、就中世俗淺深抄の御説、延喜彈正式をあげて、論じ給ふといへども、親王着紫といへる上に、ふたゝひ紫の字なき故に、此親王は、四品以上の事也、との給ひぬ、若是四品の親王においては、無品親王の下にあらじ、恐ながらも、此事においては、覺束なき御説のやうに覺えたり、已に上に無品親王とある時は、豈無品の字かされてなき事を、うたかはせ給はんや、又一條禪閣の令の抄、黄袍の御



説も、また不落着のやうに見えたり、然れども後世此儀絶て、四品以上及無品も、皆同じ袍を着さしむるものは、自然と宜しきかなふ、抑黄衣の濫觴は、持統天皇、七年春正月辛卯朔壬辰、是日詔、令天下百姓服黄衣、奴皂衣云々、又元明天皇、和銅五年閏十二月辛丑、制、無位朝服、自今後着襦黄袍云々、國史所見かくのごとくして、此外無品親王の、黄袍の格制、未勘ふる所なし、予は猶紫によらんかし、蓋願、西宮記別による所ありや、しばらく後の識者をつのみ、源氏桐壺卷云、御ぞたてまつりかへて、花鳥餘情云、童牀の時は、赤色の關腋の袍を着す、殿上童にも赤地なり、元服の後は、源氏の君は無位なれば、縫腋の黄袍なるべし、衣服令に、無位黄袍也、西宮抄にも黄衣とみえたり、桐壺卷に云ふ、御ぞたてまつり、岷江入楚云、殿上の下侍にまかせて、童裝束をぬきかへてさらし、黄袍を着し給ふなるべし、元服の後裝束、童の時にかはるべきなり、童牀の時は、赤色の關腋の袍を着す、殿上の童に赤色也、元服の後、源氏は無位の人なり、衣服令云、無位黄袍也、西宮記にも黄衣とみえたり、元服の後縫腋の黄袍をたてまつるべし、但延喜縫殿寮式云、無位淺黄也、是によりて、長和二年三月廿三日行成記に云、新冠兩王、着黄衣、共淺黄也、世謂之黄衣、此記心は、縫殿式の淺黄を、緑の色に會釋して、世に是を黄衣と稱すと云、詞遣抄し侍り、しかありしよりこのかた、無品親王の服、或は緑袍を用時あり、縫殿式の淺黄に、此の心あり、淺き黄とよむ時は、令の文の黄衣と相違なき也、淺黄とよめば、緑の色ときこゆ、權記の心也、所詮此物語は、桐壺の御門を、延喜の帝になすらへ侍れば、長和以前の事也、西宮抄、一世源氏の元服の所にも黄衣と有り、黄衣の説を可用也、源氏末通女卷云、あさぎにて殿上にかへり給ふ、河海抄云、淺黄、五位緑袍、童殿上にかへり給ふ、秘抄云、あさぎは、六位の袍をいへり、殿上にまゐるとは、夕霧は、童殿上とて、童牀にて昇殿したる人なれば、やがてかへりのほり給ふといへり、一世の源氏の子は、その蔭、從五位下なれば、あけの袍を着して昇進すべきに、冠

者の君の淺黄を着する事、一の心あり、五位の蔭たりといへども、いまだ叙爵せざる時は無位也、延喜縫殿式云、無位は淺黄とみえたる故に、あさぎにて、殿上にかへるとは云へり、二云ふ、六位はみどりの袍をあさぎといへり、深緑の色は藍と苜安とにて染たり、淺黄の色にかよひたる故なり、是によりて、三條のめどの詞に、六位すくせといひ、夕霧の歌には、あさみどりやいひしほるべきとわれば、六位の袖にて、還昇せりといふべきにや、吉部秘訓抄云、親王御元服御袍色、并祿法事、建久二十二八同記云、乘燭之後參院、(六條殿束帶)今夜、可有東山殿御移徙、并今宮御元服定、不供奉行幸院司、公卿可參入之由、依有其催也、于時公卿候殿上、右大臣與座、以下予着與座、依人少也、此間右府、御元服間事、被議定之趣被示之、御袍色祿法等事也、

予申云、於御袍文者、雲鶴之由、見保延記、其外管見不及、若無兩說者不及猶豫歟、祿法事、於加冠者、今度白褂一重、御馬一疋、可候之由可相存也、西宮文、褂一重御衣云々、尤所信歟、褂者任彼文無左右事也、於御衣者、於内裏者、此儀之時、被用上御衣、院中准之、被用院御衣歟、而今度法皇御衣難治事也、永久、花園左府、於白川院元服、只給馬不給他物、法皇御所雖相似幸不能准的、寛治元年、輔仁親王、於陽明門院首冠、加冠給女裝束之由、見家記、然而以傳説記之云々、以往之例、或別、鷹不叶時儀歟、於理髮以下祿者、一可被守保延之例歟、右府被示云、理髮等祿、加相類之條如何、予申云、於御衣者、子細同加冠歟、只例祿許可候歟、父右府云、加袴之條如何、予申云、於袴者、不限其事常祿法也、何事候乎、人々殊無被申之旨、予申旨有甘心歟、父右府云御袍色如何、予申云、如西宮文黄色歟、然而保延被用淺黄、爲吉例之上、定有沙汰之趣歟、云被云此、以短慮難決歟、左大辨定長公、縫殿寮式、雖載淺黄之由、用途載苜安、以之思之、黄色歟、人々皆可爲黄衣之由有存氣、

凡親王御袍色事、去夕、粗雖申存旨、見保延大炊御門右府公能記、事非子孫難申云々、隨其人可有猶豫歟、仍内々所



申右府許之、其狀云、親王御袍事、保延、大炊御門右府記勘物云、御袍色淺黃也、人々有難氣云々、長和二年三月廿三日、散位敦平御元服也、行成記、兩親王黃衣、其淺黃也、世稱之黃衣、寛治元年六月二日、今日親王元服綠袍云々、是京極大殿御記也、尤可爲指南事歟、黃袍之條云、西宮記云、或文無不審候、然而保延綠袍、殿下令計、雖無左右事候、今度一可被遂保延之例云々、被用淺黃、強無其難歟、長和行成卿記之趣、寛治大殿御記、尤可有披見歟、若可爲淺黃者、不可稱寛治之例、只可被用保延之儀候、去夜不知用捨、雖須申出候、右府記事、依其憚候不言上候、彼記(八道左府)所被借之本勘物懸鈎候、若無披露候歟、雖恐和議言如件、十二月九日、經房 右府返事狀云、御袍事、先々黃衣、保延之典無異儀候、今度如仰、任保延綠色歟、猶又任正道黃衣歟之由、今ハ攝家可被計定之由存候也先々も如此不審、自院被申合事、常儀候也、同廿六、今度今宮、可有御元服事、(三品守貞親王)日斜、參入院御所、(六條西洞院御所)加冠左大臣(實房公)理髮頭右中將實明朝臣、御袍淺黃綾、雲鶴文裏、件御袍、兼御沙汰所被遂、保延之例也、世俗淺深秘抄云、無品親王袍、色薄黃與淺黃也、是先賢異儀區也、或文紫云々、情案此事、猶可爲薄黃、但聊可有青氣、行成卿記、猶註黃衣之由、就件記、猶執淺黃由證、中古多、然而爲黃色、攝家輩記云、多注淺黃由云々、如彈正式者、可爲紫由註之、然而端ニ無品親王ト注テ、更亦親王着紫云々、所謂此親王、四品以上親王也、或書曰、說者彈云、親王者四品以上也、無品者有別式云々、以此文案之、彈正式親王、四品以上之事也、雖載無品、不註袍色、是彈正式者、爲亂斷從政者、有違失式也、然間無位親王無出仕公事、仍親王モ四位以上ヲ注也、所注彈正式文如此、凡無品親王、諸王、內親王、女王、衣服色、親王着紫以下孫王准五位、諸王准六位(其服色着用纏)就此文存紫由輩、非無其謂、然而以令文案之、曰猶可爲紫者、有相違者也、衣服令曰、親王、諸王、諸臣、一位以上并深紫衣、三位以上淺紫衣云々、其以下至于五位、緋衣也、何雖親王無位人、可着紫哉、就中無位衣黃云云、註、無位所註曰、(諸人服制)又同也云云)

云)然者在親王同此中條勿論歟、或記云、元服の後は、縫腋の黃衣をたてまつるべし、

同襦黃衣

續日本紀曰、元明天皇、和銅五年閏十二月辛丑、制、無位朝服、自今以後、著襦黃衣、

同赤色

胡曹抄云、親王、童束帶、赤色浮織物、關腋袍尻長小葵文、打裏入中倍云々、胡曹抄云、親王、赤色織物、關腋袍尻長、小葵文、裏童時

公方御袍

紫裏、御裝束記云、公方御束帶條下云、御袍御紋、丁子唐草葵丸、夏薄物、

同御祝儀裝束

文客云、公方御祝儀裝束、近代將軍家用之、一向故實不知、松竹鶴龜御紋色紅、

臣下袍

續日本紀云、光仁天皇、寶龜五年正月辛亥、勅先令大臣身帶二位者、着中紫云々、

深紫

西三條裝束抄云、深紫一位の袍の色なり、院にも召す也、最上の物なれば、非其人着用する事なし、仍深紫深紅を禁色と云ふ、あさき色は制の限にあらず、ゆるし色と云ふ、延喜、三善清行の議奏、長保太政官符にも、此由見たり、異朝に紫紅を間色として、朝服に不用之、又婦人の服にちかきによりて、褌服にもせずといへり、但隋煬帝、一品は紫、次は緋、次は緑を用ふるよし見えたり、染むるには、綾一疋に、紫草卅斤、酢二升、灰二石、薪三百六十斤、



三代實錄曰、貞觀七年二月二日、(上畧)諸王、及五世六世以下、帶五位者、法不聽着紫、爲有司所糾、然後着緋、後撰集、康明卿、三木より中納言に任する所、九條右大臣袍を遣しける歌に、おもひさや君が衣をぬきかへて、こさむらさきの色を見んとは、京極中納言從三位時、むらさきの色こさまではまらざりき、御代の初の天の羽衣、

裝束圖式云、臣下袍、深紫、一位ノ袍也、院ニモ着御シ給フ、禁色ト稱ス、染之綾一疋、紫草三十斤、酢二升、灰二石、薪二百六十斤、延喜彈正式云、凡無品親王、諸王、内親王等、衣服色、親王著紫以下孫王、准五位、諸王准六位、或記云、其服色者、有用繻、延喜彈正式云、凡大臣帶二位者、朝服着深紫、諸王二位已下、五位已上、諸臣二位三位並着中紫、

淺紫

西三條裝束抄云、淺紫二位三位、是を着す、染るには、綾一疋、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤、裝束圖式云、淺紫二位三位着用ス、染ル事ハ、綾一疋ニ、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤、

深緋

西三條裝束抄云、深緋四位の着色なり、染るには、綾一疋、紫草三斤、茜大四十斤、米五升、灰三石、薪八百四十斤、裝束圖式云、深緋四位着之、禁色ト云フ、染ムルニハ、綾一疋ニ、紫草三十斤、茜大四十斤、米五升、灰三石、薪八百四十斤、

淺緋

西三條裝束抄云、淺緋五位の着る色なり、染るに、綾一疋、茜大三十斤、米五升、灰二石、薪三百六十斤、裝束圖式云、淺緋五位着之、綾一疋ニ、茜大三十斤、米五升、灰二石、薪三百六十斤、

深綠

西三條裝束抄云、深綠六位、帛一疋ニ、藍十圍、蒔安草大二斤、灰一石、薪百廿斤、裝束圖式云、深綠六位着之、帛一疋ニ、藍十圍、蒔安草大二斤、灰一斗、薪百廿斤、延喜彈正式云、凡六位七位、朝服同着深綠、八位初位、共服深綠、

淺綠

西三條裝束抄云、淺綠七位、帛一疋ニ、藍半圍、黃藥大二斤、薪六十斤、(私云、薪三十斤歟、是延喜式制懸ノ服也) 裝束圖式云、淺綠七位着之、帛一疋、藍半圍、黃藥大二斤、薪六十斤、

淺みどりの歌

源氏藤裏葉卷曰、淺みどり若葉のさくを露にても、こさむらさきの色とかけさや、花鳥餘情云、此歌に淺みどりとよめるは、七位衣色なり、六位ならば深みどりなるべし、又三位は淺紫なるを、こさ紫とよめるは、一位の袍なり、かやうの歌などには、大概をもていふ常の事なり、其上庶明參議の中納言になる時、九條右大臣袍をつかはすとて、こさむらさきとよみたまへり、後撰集曰、康明朝臣、中納言に成侍りける時、うへのさぬをつかはすとて、思ひさや君が衣をぬきかへて、こさ紫の色をきんとは、右大臣京極中納言、參議從三位の時、むらさきの色こさまではしらざりき、御代のはじめの天の羽衣、後撰集の歌にもとづきいへるなり、

深縹

西三條裝束抄云、深縹八位、帛一疋に、藍十圍、薪百二十斤、裝束圖式云、深縹八位着之、帛一疋、藍十圍、薪百二十斤、

延喜彈正式云、凡縹色、以藍染者、衛府舍人等儀、或説云、平城ノ御宇ヨリ、七位深綠、初位深縹ニ改ムルト縫殿



式二見ニ、

淺標

西三條東抄云、淺標初位の着する色也、帛一疋に、藍半圍、薪三十斤、但大同の格あり、七位深緑、初位深標に改られ待る、皆如此品に有事なれども、中古以來、四位以上の袍を、フシカネにて染むるより、其差別不見なり、仍て、四位より一位迄、おしなべてくろし、五位緋、六位は緑なり、此外の品無くなれり、れいらくの儀なり、但四位をくろくするは、深緋を染むるに、紫草三斤を加ふる故にや、されども四位三位との色は、替はるべき事なり、三木正四下庶明、天曆五年二月中納言に任じ、從三位に叙して、袍をあらたむるよし見侍る者也、裝束圖式云、淺標初位着之、帛一疋に、藍十圍、薪三十斤、右之袍は、色而已カハリテ、地紋等の沙汰ナク、綾ト帛トノワカチナレバ圖セズ、上古ハ位ニヨリテ、右ニ記スヨシ、其色ノ差別有シカドモ、近代ハ位色混シテ作り、紫ニシテ用フルハ、四位以上ハ皆黒キ色ハ袍ヲ用フ、無念ノ儀ナリ、紋ハ家々ノ相傳アリテ、着スル事ナリ、

位袍混雜

延喜經殿式云、深紫綾一匹、紫草卅斤、酢三升、灰二石、薪三百六十斤、帛一匹、紫草卅斤、酢一升、炭二石八斗、薪三百斤、深紫綾一匹、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤、帛一匹、紫草五斤、酢二升、灰五斗、薪六十斤、帛一匹、紫草五斤、酢一升五合、灰五斗、薪六十斤、深紫綾一匹、茜大四十斤、紫草三十斤、米五升、炭三石、薪八百四十斤、帛一匹、茜大三十斤、米五升、灰二石、薪三百六十斤、帛一匹、茜大廿二斤、米四斗、灰二石、薪三百六十斤、深紫綾一匹、藍十圍、刈安草大三斤、灰二斗、薪二百四十斤、帛一匹、藍十圍、刈安草大二斤、灰一斗、薪一百廿斤、淺紫綾一匹、藍半圍、黃麻二斤八兩、帛一匹、藍半圍、黃麻大二斤、深紫綾一匹、藍一圍、薪三十斤、帛一匹、藍半圍、薪三十斤、衣

服令、一位深紫衣、二位三位淺紫衣、四位深緋衣、五位淺緋衣、六位深綠衣、七位淺綠衣、八位深標衣、初位淺標衣、四位五位裝束抄云、位色の事、古ハ是一位深紫、二三位淺紫、四位淺緋と云々、正曆の比より紛る、事ありて、四位以上椽、(フシカネヲ以是ヲ染)冬より春迄、表綾裏平絹色同表、夏より秋迄生薄物、五位緋(以蘇芳染之)絹文以下夏冬の替はりは前に同じ、それ平絹とは、文なき絹を云、六位以上の色目略之、裝束雜事抄云、臣下袍之事、四品袍(ふしかね染綾し)ら、宿老はのしめなり、裏平絹色表に同じ、はた袖は面を折りかへす、夏はうすもの、關白より四品まで、袍色同じ物なり、裝束雜事抄云、五位袍、蘇芳染綾し、四位袍に同、家々不同、裏平絹色表に同じ、又朱にして黒裏も付くるなり、夏は薄物文同、秘事口訣云、袍大やう四位己上黒し、五位緋、六位緑、七位標、させやう兩の手にて、兩方の袖口と襟とを持ち引上て、左の手より通させ、扱右なり、後衣紋の者、是をする物くび紙さし、扱前衣紋の者、前を仕廻し、裳の程見合はせ、袴の履の時、常より高くすべし、表袴等、履の中へ入れども、袍はすこしもさはらぬやうにすべし、當代裝束抄云、公卿(色黒シ、附子金ニテ染ムル、其地數、冬志々良綾、裏平絹其色)五位(同色緋地右同) 筋抄云、椽袍、四位己上ハ椽、五位有蘇芳氣、六位緑、廷尉佐、大夫外記史、大夫尉等、着赤色、近代四位五位無差別、不知故實云々、志々羅綾、非尋常物、故普賢寺殿説トテ或卿相語曰、件物吾未見聞、古者張日綾トテ、自然只張付也、云々、文多者唐草、但有輪無輪、當家用無輪云々、當時攝政(九條窠中唐草、近衛流、納言之時、立涌雲中窠、中有唐草)關白之後無窠、只大立涌雲云々、當時右府(實氏公)納言之時如常、而大臣之後、着遠文袍、故入道大相國(賴實公)大臣之後、着大龜甲遠文袍、前右府(師繼公)又着之、治曆、土御門、令着遠菱文袍、若宿老高位之後着歟、川伴日着御心喪服、若依此事、着遠文歟、可尋、赤色淺深、隨家習着之、當時大外記、清中兩家、有淺深也、師重朝臣、良業真人、又如此、大夫尉又如此云々、裝束温故抄云、袍の地、冬



は綾、裏平絹の同じ色、夏は穀、いにしへは、冬の袍、装束の内しゝら地を用ひたまふ、今は其沙汰なし、すへの地也、三光院内府記云、束帯之具、表衣又號袍、夏冬(壯年之間ハ志々良、四十以後能志目)四位以上ハ紫(フシカネ染)五位ハ紺、六位ハ緑衫、無位黄袍、又一日晴時有染、装束雜事抄云、朱綾(注ニ)赤衣の事也、色紅に黄氣あり、綾しゝらは文不同、裏平絹、廷尉彈正は黄衰也、五位外記史は蘇芳衰也、夏は薄物、色文等冬に同じ、官外記は入らん迎、袍の左右のらんのわりささを、中へおし入てぬひて、當職の程は着也、他官不然、

岷江入楚、藤裏葉卷云、夕霧の歌に、朝みどり若葉の菊を露にても、こき紫の色とかけさや、浅緑は六位を云ふなり、こき紫は三位也、花鳥の義可然、花鳥も若葉の菊の、浅みどりなりし時は、露なども、こき紫とは、かけていはざりしなり、袍色は、衣服令にみえたり、深紫は、三十斤にて染るなり、浅紫は五斤にて染むるなり、深紺茜に加紫、浅紺は茜計也、深緑は、藍と刈安とにて染る也、浅緑は、藍と黄葉にて染むるなり、標は藍ばかりにて染むるなり、今世四位の袍、三位以上と差異なきは、一條院、正暦の比より如斯になれり、小野宮右大臣の記にみえたり、又紫をふしかねになすに、女工所のやすみ定にしたるより起れり、此歌に浅みどりと讀めるは、七位の事なり、六位ならば深緑たるべし、又二位三位は浅紫なるを、こき紫とよめるは、一位の袍の色なり、かやうの歌などは、大概を以ていふ常の事なり、其上庶明、參議の中納言になる時、九條右大臣、袍をつかはすとて、こき紫とよめり、京極中納言も、參議從三位の時、紫の色こき紫まではしらざりき、御代のはじめの天の羽衣とよめる、後撰の歌にもとづきていへるなり、河海抄云、浅緑は六位の袍なり、紫は四位以上の袍なり、古は四位叙三位の後、着紋袍の由舊記にみえたり、三位より一位迄は同色なりと云々、今世は、四位のも公卿も差別なし、後撰集、庶明參議より中納言に任する時、九條右大臣、袍を遣はしける歌に、おもひさや君が衣をぬきかへて花紫の色をさ

んとは、とあり、此事を思ひて、今世中納言の事を、こき紫といふ歟、

延喜式第十四、雜染部、赤白椽は、楯に茜をませて染むるなり、あくをさすと云々、只椽といふ色は不見、其外雲客なども、依時着用する條は、只今無所、酒宴着御の赤色の袍は、唐の生綾と云々、御説に、わかき時は、何か花をすこし入れて、赤色がこきなり、年により、位の昇るにしたがひて、青花を入れるによりて、赤色うすし、宿老また位高き人は、青花計をもて染むるなり、源氏藤裏葉卷云、青赤さしらつるばみ、花鳥餘情云、白椽に二色有り、青さは青色、赤さは赤地なり、ともに椽は入らざるに、此名をえたる、いと心ぬ事なり、こゝには舞童の装束を云へり、左は赤色にすはうのかさね、右は青色に、ぬびぞめの下かさねなり、野行幸にも、左の鷹飼は赤色、右は青色を着す、御幸の巻にしるしぬ、河海抄に、つるばみの凶服の事、内宴などの例をのせられたる、こゝにはいろはの事なり、况や水原抄の所説は、皆誤りなり、萬葉集、つるばみの衣、さし人はとなしと、いひし時よりきまはしくおぼゆ、椽衣は、四位以上の衣なり、歌の心は、上臈の着する物なれど、此衣さるほどの人は、科にもあたらねは、着たくおぼゆるとよめるなり、白椽之名稱如何、誠不審事、古、赤色青色に、しらけたる色のある事に候哉、白藍なども其儀に候ふ歟、何かに、(白椽とあるは、みな青色赤色、通用の稱と見ゆ、別に不見、染色は、凡不及了簡也、以上、下官、一條前關白御問題事也、)

白椽

枕双紙、木はといへる段に云ふ、しらかしなどいふもの、ましてみやま木の中にも、いとけきほく、三位二位の、うへのきぬをむるをりばかり、葉をだにひとの見るゆる、○撮要抄云、義案、衣服令に、一位深紫衣、三位以上浅紫衣と見ゆたり、然るに後世、作り紫にて染るがゆゑに、しらかしの葉をせんとて、それにてそめ、其上をふしかね



にてそむるにや、古例のあらたまりぬる比の、かんがへにもならんかしとしるせり。○頭書云、二位三位の袍は紫なり、白檀にて染むるにや、延喜式第十四、雜染色式に、さまざまあり可考、但清少納言の比は、さもあるべし、此比の袍は、ふしかねはくさくて、早く朽るにより、近比故實の女工ありて、下を、蘇芳をよく煎じて染め、うへを五倍子の枝、若葉を煎じて染むるが、色もよくくさからぬといへり、尙桃花葉葉可考、

三四位袍無差別事

胡曹抄云、三四位袍無差別事、正曆三年九月一日、小右記、明順真人叙四位乞袍、以三品袍送四品如何、然而遣之、其報云、近代、三四位袍其色一同、又最初着用如此之衣云々、仍所驚示也、爲奇不少、寛弘三年、小右記云、叙四位者、近代着三位以上袍、極奇事也云々、愚案、一條院、正曆之比、稱近代者、不久事歟、延喜式、四位深緋衣、茜大四十斤、紫三十斤染之、五位淺緋衣、用以茜許染之、不加紫、是によりて、四位は緋衣といへども、紫まじれるによりて、三位の袍に近きなり、近代はふしかねにて、作紫に染むるによりて、位色のわけもなく成來れるなり、正曆の比迄は、未むらさきにて染たれども、四位の袍、紫をおほく入染めたれば、三位袍に似ざるべし、是に依りて、四位人も、三位の袍を用ふる事の、たがひ來れるはしめなり、

五節以前殿上人著夏表衣事

桃花葉葉云、五節以前、殿上人着夏表衣無子細、布袴着下襲、指貫、無文帶、野劔云々、見文治三十五葉、胡曹抄云、夏初、用冬裝事、(冬ノ初用夏衣、可相准、五節以前、殿上人、着夏袍云々)

六位袍

裝束雜事抄云、六位袍注云、綠衫、平絹を、紺に染めたる物なり、裏蘇芳、夏無文、薄物こめと云ふ物也、色二藍ひら

さき色也、或記云六位の袍也綠衫と云ふなり

六位以下袍

當代裝束抄云、六位(深綠無文)七位(淺綠地同前)八位(深花田地同前)初位(淺花田地同前)

家人奴婢襦墨衣

或記云、襦者、搗練并茜灰染之、朱云、家人奴婢、謂官戶奴婢、亦同之、

始着無張目之袍事

後照念院裝束抄曰、弘長元年正月一日、恩曆曰、今日始無張目、(俗云シッラ)之袍着之、弘長元年正月十一日、經光卿記曰、殿下岡屋入道殿、第二度執柄御時、御袍御直衣非志々良、裏面被用之、古賢之所爲、雖不必然、自今春、止志々良由令語給、

着平絹袍例

吉部秘訓抄云、建久三三三二十六同記曰、今日右府(兼雅公)言談、保元、資信卿着平絹袍、相國禪門(忠雅公)被問之、談云、衰老之者、不論公卿侍臣、皆着平絹定事也、云々、  
倭名抄衣服類云、縫掖、考聲切韻云、掖(盈迹反縫掖、和名萬都波之乃字倍岐奴)縫掖衣名也、四位五位裝束抄云、それ縫掖とは、袖の下より、すそまでぬいつけたる故に、まつはしのうへのきぬとも云ふ、後照念院裝束抄云、縫掖事、衣笠内大臣命云、普賢寺殿ハ、マトハシト被仰キ(和名抄ノ心ナリ)

着縫掖例

次將裝束抄、放生會條下云、縫掖、次將裝束抄、追難條下云、縫掖、次將裝束抄、立坊、立后、任大臣節會條下云、



縫腋、次將裝束抄、隨身條下云、若御幸以下、有可騎馬供奉事者、臨時斟酌、或着縫腋、次將裝束抄白馬節會條下云、五位將若叙四位者、着五位袍、云々、

闕腋

倭名抄、衣服類云、缺腋、楊氏漢語抄云、蜀衫(和岐阿介乃古路毛)本朝式云、缺掖(一云闕腋)闕腋、四位以下武官ノ輩、節會行幸、其外依公事着用、但大臣、闕腋着用之例、見兵範記、裝束雜事抄云、わかわけの袍、公卿は、衛府官なればとも着せず、殿上地下、四位五位の衛府官、着て、常のまつはしのはしをどさて、うしろにぬいつけて、下襲の裾のながさに同くす、節會行幸の時、かやうなるべし、着様は、後伏見院の震輪御抄にあり、但その様に、まへをひさくは着せず、ちと高さ也、六位の職人のわかわけは短、裾たけとひとしきなり、うしろ四五寸ばかり、うらはゆべし、下襲のよりより一二寸みじかかふるべし、武官の職人は、いつも腋わけ着するなり、まごはしも、わかわけも、着様は、口傳抄、後伏見院の御抄にあり、かたあてこしめては、當世さす、當代裝束抄云闕腋位袍とて、武官の輩、闕腋を用ひ侍る、事により、攝家大臣など用ひ侍る事なれども、尋常弓箭を帶する輩に限り、闕腋を用ひ侍る事也、右闕腋着用の後、帶へ裾ともに折なり、前は衣冠のごとく率直なり、格立つ事有りといへども、今はなし(ハコエナキニ格立事、高倉家ニテ秘傳也)四位五位裝束抄云、闕腋は、四位以上の武官の輩、節會行幸之日用ひ給ふ、公卿に至ては武官といへども、闕腋を用ひ給はず、尋常は、不論武官縫腋を用ひらる、闕腋は、袖の下よりすそまでぬはざるなり、故にわかわけのうへのきぬといふ、四位五位裝束抄、袍和訓ウヘノキヌ、縫腋闕腋の品あり、縫腋ははうゑきとよみ、闕腋はけつてきとよむ事習ひ也、延喜兵部式云、凡武官五位以上、朝服皆聽着襦、但立仗日不須、彈正式云、凡諸衛府、五位以上通着朝服、其着胡録、并立仗之日、着位襖、

但參議以上、不在此例、桃花葉葉云、袍、羽林之時は、闕腋、公卿以後、縫腋帶弓箭、

着闕腋例

次將裝束抄、行幸條下云、闕腋袍、次將裝束抄、二三日條下云、縫腋袍、次將裝束抄、春日祭使條下云、闕腋袍、次將裝束抄、臨時祭使條下云、闕腋袍、次將裝束抄、節會條下云、闕腋袍、

袍寸法次第

永綱裝束抄云、束帶、袍の長、主上、院、春宮は、一の御骨より、御さびすまでの御寸法に、三尺二寸、親王大臣、次第に可有了簡敷、餘り年少次第に、殿上人七寸餘、地下五六寸、何も年少可有了簡敷、同廣さ、主上、院、東宮は、一の御骨より中の御指のさまでに、一寸餘程を、二つに折て、御大袖は、御身より九分廣し、御はた袖は此外に付くべし、宮大臣は、御指まで、ひろに五分あまりほどを、二つになるべし、殿上人ならば、指にひとし、地下は聊たらず、大袖の付目より、わかへ一寸五分、すぢかへて上ぐべし、

はた袖の事

大袖の三分の二也

袖の口の事

身と大袖とを合せ、猶二寸五分つゝ、或は一寸、仁によりて、見るべきか、

はこひの事

身の廣さに、はこひの長さは、一寸五分みじかし、凡の寸法によりて可定敷、此すそ、三寸五分せばくおとすべし、ささは、すそほなるゆゑなり、袖の付目と、はこひのつけきはどのあはひ、一寸五分あるべし、是を帶とはしと



いふ、但帯とほしは、前の付下にあるなり、一寸五分の間に、小紐を付る歟、

襦の高さの事

はこひのたきに一寸五分おとるべし、たけによるべし、襦の左右に、耳のやうなる物を、ハカリといふ、其寸法をばへ出たる分、襦の高さ一寸五分おとるべし、是も年少可相計、ありのさきありに同じ、

大クビの事

上は、しりの廣さ半なり、下は上を二ツ合たる程なり、是は上下年を不謂、可了簡、

ムチのとりめの事

袍の、くびかみの前のきはより、七寸六分の間なり、了簡上下によらず、年少は可相計、 從二位殿記云、伏見殿は三尺九寸、御身たけ四尺(おびとほし一寸五分、はこえのわな九寸、同じさき九寸)

かたみの分

廣サ一尺五分、御のほり三寸(同かたの半ふん)下六寸五分、御袖たけ二尺、ひろさ、大袖一尺五寸、はた袖七寸五分、御らんの高八寸あり、七寸五分、有さき六寸五分、

たちやう同じく御たけどりの事

身一丈三寸、前うしろ五尺壹寸五分に取り、ありかた、前にあく分三寸五分の内、二寸にあり、二身のふん二丈六寸一はり、夏二の分、四尺五寸、御袖四丈八尺一はり、御のほり五尺、御らん九尺、御くびかみ二尺九寸以上、一丈六尺五寸一はり、以上三はりなだけどるなり、但いづれにも、いれしろ入るべし、以いか計あるなり、以上惣たけ五丈八尺、いれしろ三尺入る、ふん、冬の御はらの時のほり、五尺入るべし、冬とらちやうしゆ六丈一尺な

り、或記、ありの寸法は、前のあつさをありといふ、はりのひろさは、あつさよりも今二三分せばし、是はあり形の事なり、ながくをり、頭紙をば、其まはりにあて、かき形の間は、二分が一より一寸三四分計廣し、是はありかたのたちめなり、ぬひしろをわさて、くびかみをはからふべし、年少人、又次第に可計、くびかみをば、耳のたびにあたる程よし、かたむさてあつべし、如形後一寸増る所のかきすめる分、一寸せばし、

袍尺取様

或記、立ノ骨ヨリ踵マデ、襦マデ長七八寸ヲ加フベシ、ユキ背縫ヨリ大袖マデ、二幅ノ廣サ、其人ノ背ノ大骨ヨリ、中指ノサキマデノ尺タルベシ、 上古、袖衣文つくる事なき哉覽、其證もなかるべきか、

袍名所

衣文愚童訓云、大袖とは奥の袖也、蜻袖とは、端の半なり、くびかみとは、襟なり、蜻蛉とは、牡丹なり、波戸衣とは後袋なり、あり先とは、兩の脇なり、襦とは、奇横次也、のぼりとは、おくびなり、

襦放紐

高倉家云、古代は、紐を蟻先に付て、下を歩行する時は結、上へ登る時は解と見えたり、能き人は、不放と見ゆ、今付所不知也、

入襦

高倉家云、紐を付たるを云ふ、

ハコエの高下

或記云、袍上一寸執柄也、大臣二寸ばかり、大納言二寸余、參議三寸ばかり、四位五位雲客六寸ばかり、



袍着様

衣紋意圖訓云、袍縫腋、後衣紋の人、先いれ紐をさし、次に波戸衣を入れて、すその高下を見合せ、前衣紋をとらせ、次に尻を作り、次に石帯をあて、かりしめさせ、上手をさし、右のかたより掻くなり、未熟の袖衣紋、おもきもの、衣紋意圖訓云、關腋之尻作る事、習あり、又不作も不苦、其人の好みによるべし、禁裏御裝束記云、袍、前縫目、上下ともに同通合するなり、後の縫も、上下共に同通り合するなり、下襲の袖を、上へ折る事、口傳、折形有なり、禁裏御裝束記云、袍、裾の高さ、公卿は二寸計、引上る、殿上人は、童の通り、後の角頭八寸計(口傳)袖のひらみ、右より取る。

袍紋

或記云、袍、染色紅、文松竹龜鶴、東武將軍、祝儀之時着之、西三條裝束抄云、袍文、主上、桐竹鳳凰、上皇、菊唐草、算中八葉菊、將軍家、無輪、任以後、竹桐、攝家、丁子唐草、杏葉、多須岐龍膽、關白になりては、雲立涌、大開の時雲鶴、又攝籙の時、夏の紋浮線綾の丸なり、土御門大納言抄に、當時、攝政九條、窠の中に唐草、近衛流納言の時、立涌の中に窠のよししるす、轉法輪三條、大炊御門、中院の黨、日野勸修寺等に輪なし、西園寺、徳大寺、花山院、四條など唐唐草、大臣已後は、異文とて、三條大龜甲、西園寺丁子唐草、大炊御門龜甲、洞院藤輪繪、或藤丸也、此外猶あるべし、家々の相傳の子細有る事なれば、他家の事、強ひてなしがたし、各冬はしゝら地の綾、裏平絹、夏は紵、又異文の袍、のしめなり、文容云、窠菊、新院親王、幅一尺一寸七分、當代裝束抄云、元服の後、大臣をば、文丁子丸、杏葉、たすきなり、攝政關白に成りては、雲立涌文、大開之時雲鶴、地は何もしゝらの綾、夏は紵、文は冬に同じ、色は何も附子金にて染、こき紫のよしなり、但五位中將は緋色なり、其外下官に及て緋色なり。

裝束深秘抄云、臣下の袍、近代四位以上、黒色の袍を用ふ、紋大概左に記す、丁子唐草、雲立涌、窠中唐草、

浮線綾、雲鶴、

龍膽、

唐唐草、

輪無、

後照念院裝束抄云、先祖人袍文事、岡御命云、六條殿

殿上人程、着普通文袍給歟、信範記曰、御袍文、如凡人之由載之、(一門人ハ龍膽唐草也)仰曰、四品并上階中納言等拜賀之時、申執柄、御袍着之、代々例也、關腋袍、殿上人時、四度節會行幸時着之、行啓ニ、陣ノ次將計、着關腋供奉、御後之人ハ縫腋也、後照念院裝束抄云、仰云、餘家皆、着輪無唐唐草等、但大臣以後、着改之人等有之歟、大炊御門故内府冬忠公、大龜甲、花山院相國通雅公、輪違等着、家例歟、岡御命曰、東山入道物語云、執龍膽文表衣、古凡人着之歟、法性寺殿御時、被書公事給之時、邦綱大納言、着立涌雲袍、男裝束抄云、花山院(ワナシ、大臣ノ時大ワチガヒ、冬忠大臣時)三條ツナシ、久我(ワナシ、大臣ノ時、或トホヒシ、カラクサニヤ、但菱ノ遠文也、)徳大寺(クツワカラクサ)西園寺、洞院(クツワカラクサ、大臣ノ時、トモエノトホモン)文容云、大開御袍、親王ニモ用之、雲鶴、夏冬有染色黒、又云、御袍若松深色素木、但不定、裝束雜事抄云、攝關家御袍文、地唐草窠中に龍膽(中將より大臣迄此紋なり)雲立涌(關白當職の時御着用也)雲鶴(大開の時着給ふなり、是は大略のしめなり)裝束雜事抄云、凡人袍文(一通りの人の事也)唐唐草、(開院兩家皆着、但三條家輪無云々、此外着用之家々、御子左、四條、平松、楊梅、山科、菅家、當家用之)輪無、(源家、平家、花山院、三條、口野、勸修寺、)男裝束抄云、執柄家引或仁記書之(クロシ、御紋立涌雲、冬浮線綾、文遠文也)宇治殿ハジメテコレヲメス、但大開ノ時ニ雲鶴、大臣マデハ、リンクワノ丸シゲモン、後照念院裝束抄云、知足院殿仰曰、立涌雲袍、宇治殿召ケルトテ一人着之、我讓關白之後、初立雲ヲ着也、申云、伴立涌雲ハ、宇治殿初テ召候歟、仰曰、其ハイカッ有ケン、先例ナドヲ以テ、令着御歟、立涌雲袍様、(攝籙時令着之、或抄云、執柄袍文涌雲、攝四海政如雲、故用之)建長六年二月十八日、經光卿記云、



九條前内府被仰云、執柄被着立浦雲袍事、京極大殿仰ハ、壯年之執柄、不可着之、五旬後可用云々、而近代昇氏長者人、不謂年之老若令着給、又齡及五旬之人、近代已稀之故歟。當代裝束抄云、攝政關白者立浦、大閑之後雲鶴也、但攝關之息者、雖公卿用之、清家ハ、轡唐草輪無等也、家々用來事不同也、地下多ハ用輪無、

後照念院裝束抄云、攝政以前着之、岡卿命曰、一門人着之、件文、自法性寺殿御時出來、先公殿上人程ハ、凡人ノ袍文ヲ着給、公卿以後、召此唐草文袍云々、此事、被示東山禪閣之處、自公卿以後着事、不知之由被示、(文大小、可依年齡) 又云攝錄時、夏袍文、冬直衣文、冬下襲四文等同之、大閑時、袍文給樣(夏冬同之)

文傍推談曰、浮線蝶、并縮線綾之事、此浮線蝶トハ、蠶のむしの蝶に化したるを、蛾ト云、是をうつして、名づけて、臥蝶といへり、四翅ある蝶、さしてよく子をなせば、いとめでたく、或浮線蝶といひ、或は浮線綾ともいへるは、かくの如く名目せよとのをしへにや、其文様、蝶を四ツ門に臥たり、名には臥蝶といへるが本儀なるべし、攝關家には夏の袍に製文にして用ひられ、或は固文に織、或は冬の直衣、又は冬の下襲の表に、固文にして用ひ給ひぬ、又は親王及攝家、同躰(本、イ、)の御時、二重織物の指貫の上文に、浮文にして用ひ給ふなれば、必一様にあらす、只名目に、浮線綾といへるなるべきか、(縮綾の事、表袴の部に也、東山左府公名目抄曰、臥蝶冬直衣、及下襲衣文ナリ)(中畧) 蠶蝶之蛾、本草綱目曰、時珍曰、其虫屬陽、喜燥、惡濕、食而不飲、三眠三起、二十七日而老、自卵出而爲妙、自妙蛻而爲蠶、々而繭、々而蛹、々而蛾、々而卵、々而後妙、亦有胎生者、與母同老、蓋神虫也、

文傍推談云、雲鶴、及雲立浦の事、雲は山川の氣なりといひ、又陰陽集りて雲となり、舒すればすなはち彌給して、四海におほひ、卷は則消液して無形に入るといへり、夫雲鶴の文は、親王及大閑の御袍に用ひ給へり、但いにしへは公卿殿上人も用ひらる、にや、小松の帝の、芹川の行幸に、大納言の摺かりぎぬに、鶴をつけたるためし有、又

延長比に、藤原の在衡、五位の藏人に補せられしを、橘の正道賀し送りける時に、綾鶴は、きぬの間に、曉の風に舞ふといへる句あり、さればはや醍醐帝の御時にも、これらの文様ありと聞えし、今親王太閑の御文と成りし、人其始をしらず、唯千とせの鶴と祝し給ふのみならんか、又立浦の文は、宇治の攝政にはじまるよし、下にしるせり、それ執柄の四海を攝し給ふこと、雲の如しといへり、是もむかしは、諸家の人に、用ひらる、ためしもありき、伊勢物語曰、昔仁和帝、芹川に行幸し給ひける時、今はさる事にけなく思ひけれど、もどつきにける事なれば、大鷹の鷹かひにて、侍らはせ給ひけり、鶴を付たる、すりかりぎぬの袂に書付ける、翁さび人などがめそかり衣、けふはかりとぞ田鶴もなくなる、おほやの御けしき、あしかりけり、おのが齡を思ひけれど、わからぬ人は聞おひけりとかや、和漢明詠集曰、(慶賀) 吏部侍郎職侍中、著絳初出紫微宮、銀魚腰底辭春浪、綾鶴衣間舞曉風、花月一窓交昔呢、雲泥萬里眼今窮、省躬還恥相知久、君是當初竹馬童、吉部秘訓曰、建久二年十二月八日、今日、御元服定云々、經房卿申云、於御袍文者、雲鶴之由、是保延記、雅成親王、御元服以後束帶、史記天宮書曰、風望雲氣、正義曰、春秋元命包云、陰陽聚爲雲氣也、又曰、若雲非煙、若煙非雲、郁々紛々蕭素綸、因是謂雲卿、雲見喜氣也、正義曰、卿音慶、事文類聚曰、群書要語曰、天降時雨、山川出雲、舒則彌給覆四海、卷則消液入無形、(或公綾賦) 本草綱目曰、鶴、時珍曰、按相鶴經云、鶴陽鳥也、而遊于陰、行必依洲渚止不集林木、二年落子毛易黑點、三年產伏、又七年羽翮具、又七年飛薄雲漢、又七年舞應節、又七年鳴中律、又七年毛落毳毛生、或白如雪、或黑如漆、百六十年雌雄相視孕、千六百年形如定、飲而不食、乃胎化也、橘正通詩、吏部侍郎、銀魚腰底辭春浪、綾鶴衣間舞曉風云々、雲立浦雲鶴の文、攝關の息は、雅公卿用之トアル書ニ有リ、イカ、可尋、唯心院裝束抄云、袍(家々により文の違有り、大概輪無轡唐草等也、地文綾、夏冬違有、夏は薄物なり、)



桃花葉云、袍、元服之後、大臣迄は、袍文丁子九杏葉傳也、攝政關白に成ては、雲立浦の文、太閤の時は雲に鶴也、地は何れもしらの綾、前途の後、宿老の人は、しらのなき、腕斗目地の綾をも着するなり、色は何もふしかねにて染、深紫のよしなり(但五位少將はあけの色なり)但ふしかねはくさくて、早くくつるによりて、近頃故實の女工有りて、下を蘇芳の木をよく煎じて、夫にて染て、うへをふしの枝、若葉を煎じて染る、色もうつくしく、くさみもなきといへり、ふしの木なければ、柘榴の皮にて染るといへり、冬は平絹の裏有り、色はおもてに同じ、桃花葉云、袍夏装、文は冬に同じ、色は何もふしかねにて染、深紫のよしなり、(但五位少將は、攝録の時のあけの色なり)夏の袍、文浮線綾丸の由、下襲の紋なり、嘉禎四年四月と或記に見えたり、近來は夏も雲立浦を着す、浮線綾丸を用ふる事、難有間敷なり、

伏見院震翰抄云、衣服之事、冬の袍はしらの綾、文藤敷、因家用之、輪無は、當家、大炊御門、中院黨、日野勸修寺等用之、轡唐草ハ、西園寺、徳大寺、山花院、四條、以下多用之、夏冬無差別、大臣以後、異文袍之定まる事、當家は壯年の時、雖任大臣、暫輪無用之、宿老之後用龜甲、大龜甲遠文に居之、大さ七寸計、八條相國被用此文、仍當家用之、他家異文袍、西園寺は長命唐草、大炊御門龜甲、洞院藤柄繪、自餘只今不覺悟、追可尋記、文異文袍ハ、契地也、裏普通物也、冬袍ハ裏有之、平絹也、強張に調之、色の事、四位以上、練黒袍ハ、ふしかねにて染之、面はよく張なり、夏袍は文同上、薄物に織之、無裏也、又同上、餅の糊にて強張、或記云、輪無、花山院、大炊御門、勸修寺、皆着、將軍家、尊氏以來也、但當時將軍家別也、

唯心院裝束抄云、轡唐草、四條家清花着用、大炊御門、花山院、西園寺着之、其外は無輪の文、夏薄物之袍、關白雲立浦、右にあらはす、大臣丁子唐草、又丁子唐草と云ふ有り、右之外、文依家々敷、實着用無輪轡唐草、是大將軍用也、

地下無輪着用不苦、六位綠平絹也、夏薄物、青線縹織也、七位淺ミドリノ事、平緒縹織也、此外大臣に及ては、猶袍紋かはるなり、久我家は割菱、花山院ハ二ツ輪違、其外不注也、極薦、第一藏人なり、袍色青、文浮織物、晴之時、第二薦も着之、牡丹唐草に尾長鳥、是麴塵の袍と云ふ、極薦是を着する時、中下の袍と云ふ、

文傍推談云、轡唐草の輪無、及輪違の事、神樂の歌に、轡とり草といへる名あり、久しく此事を尋ねるに、しれがたかりしを、或人語曰、仙人草、又の名、高蓼といへる草也、人此草を齒にさせば、齒おつる、毒草也、故に俗に、くちはとり草と云ふ、此俗名のよくなされるを、轡とり草といへり、されども、馬のためには、良藥なり、人にも又製によりて、還りて齒の藥となる、又此草の汁をとりて、膏藥にもちひて、名けて仙人膏といへり、さだめて、此等に祝しよりて、用ひらるゝ袍の文なるか、其轡唐草に、輪有、輪無の二様あり、是は文様のしやうによりて替れり、但今の世に、輪なしと云ふ、何眞實の輪無を用ひ給ふべき家々にも、輪違ひを用ひらるゝ様になれり、おのれも久敷のきまへざるに、或御方の、御教によりてしんぬ、いと興ありき、此外龍膽、唐草、杏葉たすきなど、かすゝあり、是等も人々の意巧によりて、用ひらるゝなるべし、(頭書、龍膽、多須支、法性寺殿御時出來、見後照念院裝束抄) 梁塵愚案抄曰、(其駒)その駒いてや、家に草かよ、草はとりかはん、轡とり草は、とりかはんや、(或人云、此草爲馬良藥也、其藥製、見馬書、人又依製反齒藥なり)或人考説曰、高蓼、國俗、仙人草、又よつ草といふ、夏白花四ツ、いは、莖方なり、葉白くして、梅のごとしと云々、本草石草の類に、仙人草と是別なり、高蓼は、葉の味辛くしてたでのごとし、齒にさせは齒おつ、毒草なるべし、和方仙人膏は、其汁をとり、松脂に和して、膏藥にねれば、肝毒をとると見たり、官職浮沈或問曰、轡唐草といふと、輪無といふあり、其輪なしと云ふを見るに、輪あり、しかると、輪無と名けるものは如何、又轡唐草はいづれの草にて候や、答曰、とり草と云ふあり、 梁塵愚案抄曰、



(其駒) そのこまいてや、我に草かふ、草はとりかはん、轡とり草は、とりかはんやとは是也、又輪なしとは、傍抄によるに、輪あり、輪なしの二句あり、共に是轡唐草にして、轡唐草の、輪有輪無のやうに見ゆたり、然るを輪なしの方を、轡唐草といひ、輪有方を、輪なしと取違へたるか、昔よりかやうの事、おはかりしと古老の申されし、裝束温故抄云、袍の紋は、丁子唐草、杏葉櫻、龍膽、雲立涌、雲に鶴、浮線綾、轡唐草の、輪あり輪なしなど、家々の習侍るよし、又任槐の後、異文とて、さまざまの文を用ひたまふ、是も傳ふる事とぞ、四位五位裝束抄云、袍文、大梁轡唐草輪無等也、或家によりて、轡唐草輪無の相違あれば、多分は輪なしなり、又大臣に至りては、異文とて格別なり、是に家々の替りあり、其品おまた古記に見えたり、禁裏御裝束記云、臣下袍、五位蘇芳染、四位黒染也、轡唐草、四條家清花着之、清花、大炊御門、花山院、西園寺家着、其外輪無之紋着用也、夏薄物、禁裏御裝束記云、袍紋之事、關白雲立涌、大臣丁子唐草、但此外紋、依家輪なし、轡唐草、地下紋之袍着不苦、六位袍平絹、夏は薄物青し、六位線綾織なり、七位淺線綾の事、平絹織也、禁裏御裝束記云、雜袍、御家門、常丁子唐草、攝政關白雲立涌大閣雲鶴、或若松着用也、諸家無輪、或轡唐草、夏冬同、四位以上線、羽林家名家違有之、地何も志々良綾之由、夏少薄、冬厚紋、文容云、袍、夏冬線、或緋、西園寺家外諸家用之、輪無、三條家は、花菱、割菱、

古代袍文

栗津云、今ハ大臣ニ不任時ハ、家々文不付、古代モ公卿ヨリ付タル由、衰微ノ節故、文モ形ヲ摺タルト云フ説アリ、公卿以上ハ織リタルト云フ説アリ、

菊織物

雅抄云、縫腋袍、菊織物、下襲、面薄蘇芳、菊ノ折枝、丹文青打單有黄(中陪云々)蘇芳織物半臂如下襲、面身有裏、其

色如面、襖并絹等(無裏)黄織衣袴(菊折枝、九文、裏如常)

若松唐草

或記云、袍文、若松唐草、色萌黄、無定例、太閣着之、

窠中唐草

裝束圖式云、袍文、窠中唐草、九條之流被用之歟、或記云、後中院、着御文窠中菊、色線(亦有無唐草者)

浮線綾

裝束圖式云、袍紋浮線、攝籙之此袍被用、

龍膽

裝束圖式云、袍紋、龍膽、攝家被着之、

雲立涌

或記云、袍文雲立涌(夏冬に用之なり、右着雲立涌冬用之、浮線綾用之) 親王、攝政、關白着之、又奴袴用之、裝束圖式云、袍紋、雲立涌、攝關被着之、上皇、親王モ着御、此袍ハ冬被用、近代雖猶被着、

丁子唐草

或記云、袍文、丁子唐草、(夏歟)攝家元服後着之、雖任槐後猶着、西園寺家之略文歟、裝束圖式云、袍文丁子唐草、攝家元服之後、任槐以後モ猶被着、或又西園寺異紋歟、文容云、丁子唐草袍、夏冬二條家用之、幅一尺一寸二分、

轡唐草

或記云、袍文轡唐草(夏冬)西園寺、徳大寺、花山院、四條等、元服後、到公卿着之、裝束圖式云、袍紋轡唐草、西園



寺、徳大寺、花山院、四條等着用之、 文容云、唐草夏冬色椽、或椽、或耕、西園寺家、四條家用之、(俗ニロハトリ艸ト云フハ、毒ナル草ユエ、穿説歟)

輪無

或記云、袍文輪無(夏冬)三條、大炊御門、中院、日野、勸修寺等着之、又源、菅、卜部、大中臣、清原、安部氏、總着之、(三條家ニハ、中ノ花菱ヲ、常ノ菱ニシテ用ヒラル) 裝束圖式云、袍紋輪無、諸家多ハ被用、花山、大炊等着之、日野、勸修寺、以下亦皆着之、將軍家、同被用之也、三條家ニハ、中ノ花菱ヲ、常ノ菱ニシテ被用、

雲鶴

文容云、雲飛鶴袍(夏冬色)伏見宮用之、幅一尺二寸、 或記云、袍(夏冬)親王、又攝家、大関時着之、伏見院着之、 裝束圖式云、袍文雲鶴、此袍、大関之時被着、親王亦着シ給、夏冬同被用之也、

公方御袍文

文容云、公方御袍葵丸、一向不知故實、葵、丁子唐草ト異本ニアリ、

諸家異紋

物具裝束抄云、袍異文、大臣以上着之、縫腋常着之、關腋衛府官、有節會行幸日着之、 當代裝束抄云、大臣異文(丁子唐草杏葉多頂岐)又(龜甲龍膽唐草) 文傍推談云、諸家異文色々之事、三條家には大龜甲、西園寺家には長命唐草、大炊御門は龜甲、皆其家々により、用ひ給ふところあらんかし、爰に、久我の先達には、菱の文を用ひらる、是さためて、八幡大菩薩の、肥後國菱形の池に、影降なり給ふの心を、思ひよせられて、菱の文を用ひ給ふと覺ゆ、 頭書云、菱形、豊前國、宇佐郡にあり、 又云、紀貫之、豊國の菱の池なる鷹の根を、取とや妹が袖ぬれにけり、公

事根源云、放生會、欽明天皇の御代に、始て神と顯れて、筑紫の肥後國、菱形の池といふ所に、あををたれたまふ、人皇十六代、譽田八幡丸なりと詔宣有りき、 或抄云、任大臣以後、家々之文不同、又相國之時、文かはるなり、

三條、西園寺、徳大寺、大炊御門、久我、堀川、勸修寺(竹の丸)

凶服袍

喪服事云、凶服袍(墨染、平絹、夏生、冬練張、如椽) 喪服事、諒闇服云、同束帶、無文位袍(緋色張裏鈍色張面)頭書云、色ハ常ノ袍ノゴトシ、本儀綾也、平絹略儀也、鈍殼也、 喪服事云、素服袍(平絹黒也) 喪服事云、諒闇服云、椽袍(以椽染也、トクリノコトナリ、全ク同事ナリ、裏用平絹、練張)



裝束集成卷の二終

明治三十三年八月一日印刷  
明治三十三年八月廿六日發行

故實叢書

編輯者 今泉定介

發行者 吉川半七

東京京橋區雨降馬町一丁目十二番地

印刷者 野村宗十郎

東京京橋區築地三丁目十五番地

印刷所 株式會社東京築地活版製造所

東京京橋區築地二丁目十七番地

192  
55







